

# 国民保護と消防



消防庁次長 大石利雄

国民保護法の成立により、我が国が外国から武力攻撃を受ける事態に備える法制が戦後約60年に  
して漸く整った。もとより、このことの意義は極めて大きい。国民保護法が武力攻撃ばかりでは  
なく、武力攻撃に準ずるテロ等の事態にも適用されることが重要なポイントである。これにより、国  
家の緊急事態において、如何に安全に住民を避難させ、被災者等を救援し、攻撃による災害を最小  
限に留めるか、そのための国、地方公共団体等の責務と対処措置の仕組みが明確にされた。

国民保護のための措置は、自然災害等に対する防災対策における措置と形態において類似する  
ところが多いが、国家の緊急事態への対処は基本的には国の責任の下に行われるところが大きな相違  
点である。従って、国民保護のために行う地方公共団体の事務は、国が本来果たすべき役割に係  
るもので、国においてその適正な処理を確保する必要があるものとされ、原則として法定受託事  
務に整理されている。災害対策基本法では、地方公共団体が行う事務は自治事務とされていること  
と考え方が異なる。

国民保護のための措置の大きな柱は、住民の円滑な避難、被災者等の救援、攻撃による災害への  
対処の三本である。これらの措置は、国の責任の下に行われるが、武力攻撃やテロ等の現場にお  
いては、国からの指示に拘わらず、都道府県知事や市町村長が退避の指示や警戒区域の設定を行  
う必要があり、この際消防機関の果たす役割は大きい。また、爆発や火災等の災害事象に対処  
するため、これを防御する消防の任務が重要であることはもとよりのことであり、消火や救急  
救助活動が適切に行われなければならない。特に住民の避難誘導は市町村長の責任の下に行  
われるが、この際地域社会に密接な活動をしている消防団の役割は極めて大きい。

武力攻撃やテロ等の事態においては、自衛隊、警察及び消防の部隊が連携して対処措置を講  
じるが、主として攻撃に対する侵害排除や鎮圧に当たる自衛隊や警察と異なり、消防は国民保  
護に専念することになる。国民保護の主役は否応なしに消防が担うことになる。

国民保護のための措置の円滑な実施を図るため、都道府県の国民保護計画の策定が17年度に終  
了し、18年度から愈々市町村の国民保護計画策定作業が始まる。国民保護についての国民の理  
解はまだ十分進んでいるとは言えないが、市町村の国民保護計画が広く地域の各界、各層の  
意見を聞きながら作成される過程を通じて国民の理解が深まっていくことが期待される。ま  
た、防災訓練との連携を図りながら地域において訓練を積み重ねていくことが国民保護の理  
解を深めることにつながるものと考えている。地域の消防防災態勢の充実強化と相俟って、  
国民保護の態勢整備が着実に進められることを期待している。

# 消防の動き



平成18年  
4月号

No. 421

- 消防組織法の一部を改正する法律案の概要
- 独立行政法人消防研究所の国への統合について
- 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」の指定と「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱」の決定
- 武力攻撃事態等における安否情報のあり方に関する検討会報告書の概要

FDMA  
住民とともに

総務省消防庁  
Fire and Disaster Management Agency



# 消防組織法の一部を改正する法律案の概要

## 消防・救急課

### 1 本法律案提出の背景

消防庁においては、現行の消防体制の現状と問題点を整理し、消防機関の果たすべき役割を踏まえた今後の消防体制のあり方について検討を行うため、平成17年10月から「今後の消防体制のあり方に関する調査検討会」（座長：多賀谷一照 千葉大学法経学部教授）を開催し、平成18年1月に同検討会において、「今後の消防体制のあり方について（中間報告）～消防の広域化を中心として～」が取りまとめられました。

また、消防審議会（会長：菅原進一 東京理科大学大学院総合科学技術経営研究科教授）においても、今後の消防体制のあり方について審議が行われ、平成18年2月1日に「市町村の消防の広域化の推進に関する答申」が消防庁長官に対し手交されました。

上記中間報告及び答申においては、消防の広域化の必要性に改めて言及した上で、消防の広域化を一層推進するために、新たな法的措置を講じ、広域化における都道府県の役割を明確にするとともに、消防の広域化に関する関係者の議論の枠組みを準備することが必要と考えられると指摘されているところです。

消防庁においては、上記中間報告及び答申を踏まえ、消防の広域化に関する法制化の作業を行ってきましたが、去る平成18年3月10日に「消防組織法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、同13日に国会に提出されたところです（閣法第87号）。以下本法律案の概要を紹介します。

### 2 本法律案の内容

本法律案においては、消防組織法に新章として「第4章 市町村の消防の広域化」が追加されています。なお、現在の「第4章 雑則」は、「第5章 各機関相互間の関係等」と章名を改めた上で移行しています。以下、新第4章の内容を中心に概説します。

#### （1）市町村の消防の広域化の定義及び理念

市町村の消防の広域化とは、「二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下同じ。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。」と定義した上で、市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならないこととしています。

市町村の消防の広域化の具体的な例としては、消防事務を共同処理する組合の設立、既存の消防組合の構成市町村の増加、消防事務以外の事務を処理する組合の事務に消防事務を追加すること、消防事務を委託することが考えられます。

なお、消防団については、市町村の消防の広域化の対象としておらず、従前どおり各市町村単位での設置を基本としています。

#### （2）基本指針の策定

消防庁長官は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するとともに市町村の消防の広域化が行われた後の消防（以下「広域化後の消防」という。）の円滑な運営を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとしています。

基本指針においては、

- ① 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- ② 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間
- ③ 後述する推進計画において定める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村の組合せに関する基準
- ④ 推進計画において定める自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する基準
- ⑤ 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- ⑥ 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関



する事項  
について定めるものとしています。

### (3) 推進計画の策定

都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとしています。

推進計画においては、

- ① 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- ② 市町村の消防の現況及び将来の見通し
- ③ ②の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村（以下「広域化対象市町村」という。）の

組合せ

- ④ ③の組合せに基づく自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項
  - ⑤ 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
  - ⑥ 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
- について定めるものとしています。

また、都道府県は、推進計画の策定又は変更の際には、あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならないこととしています。

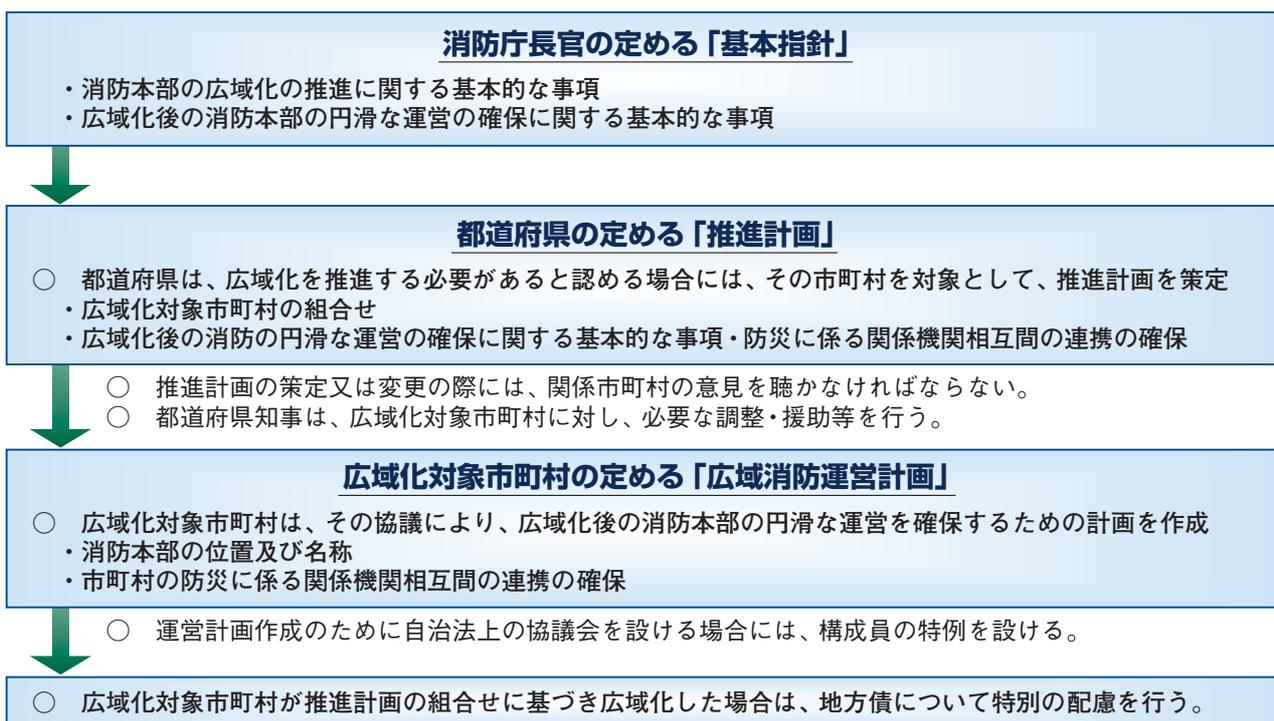
### (4) 都道府県知事による関与等

消防の広域化については、消防事務を処理する主体である市町村における取り組みが重要であることはもちろんですが、市町村を包括する広域の地方公共団体である都道府県において、市町村相互間の調整等に積極的な役割

## 消防組織法の一部を改正する法律案のスキーム(案)

- ◎ 背景：小規模な消防本部では、様々な問題を抱えており、必ずしも十分な消防力を備えていない。これまでも消防本部の広域化を進めてきたが、いまだ小規模な消防本部が全体の3分の2を占めており、さらに積極的に広域化を進める必要がある。

→ 以上のことから、消防組織法を改正し、消防本部の広域化の推進に係る規定を追加する。





を果たすことも必要です。そのため、本法律案においては、消防の広域化に関する都道府県知事の関与等について以下のとおり定めています。

第一に、都道府県知事は、広域化対象市町村から求めがあったときは、市町村の消防の広域化について、市町村相互間における必要な調整を行うものとしています。

第二に、都道府県知事が、現行の消防組織法第20条の2（改正後の第38条）の規定により、広域化対象市町村に対し、市町村の消防の広域化に関する協議の推進に関し、必要な措置を講じなければならない旨を勧告したときは、当該広域化対象市町村は、当該勧告に基づいて講じた措置について、都道府県知事に報告しなければならないこととしています。これにより、消防の広域化に関する都道府県知事の勧告について実効性の確保を図ります。

第三に、都道府県知事は、市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、情報の提供その他の必要な援助を行うものとしています。

## （5）広域消防運営計画の作成等

広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行おうとするときは、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画（以下「広域消防運営計画」という。）を作成するものとしています。

広域消防運営計画においては、おおむね

- ① 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
  - ② 消防本部の位置及び名称
  - ③ 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
- について定めるものとしています。

また、地方自治法の特例として、広域化対象市町村が、広域消防運営計画を作成するため地方自治法第252条の2第1項の規定により協議会を設ける場合には、当該協議会には、同法第252条の3第2項の規定に拘わらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は学識経験を有する者を当該協議会の会長又は委員として加えることができることとしています。

## （6）国の援助及び地方債の配慮

都道府県知事による市町村に対する援助と同様に、国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、情報の提供その他の必要な援助を行うものとしています。

また、広域化対象市町村が推進計画に定める組合せに基づき市町村の消防の広域化を行った場合において、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該広域化対象市町村の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとしています。

## （7）その他

本法律案が国会の審議を経て可決成立した際には、公布の日から施行することとしています。

また、施行の際現に消防吏員の階級の基準（昭和37年消防庁告示第6号）に適合する消防長の階級を定めている広域化対象市町村が推進計画に定める組合せに基づいて市町村の消防の広域化を行った場合には、当該広域化が行われた後の消防事務を処理する市町村は、改正後の消防組織法第16条第2項の規定に拘わらず、当該市町村の規則で、当該広域化が行われた日の前日に消防長であった者が当該市町村の消防吏員でなくなる日までの間、当該消防長であった者が従前用いていた階級を用いることができる旨の特例を定めることができることとしています。

なお、今回新第4章を追加するという大幅な改正を行うことに伴い、消防組織法の全条文について、見出し・項番号を付し、表現の現代語化を行い、枝番号の整理を行うこととしています。これにより条名（条番号）が大幅に変更されることとなるため、本法律案が成立した際には、各都道府県及び各市町村において関係する条例・規則等の改正が必要となる場合があります。

## 3 おわりに

消防庁においては、本法律案の今通常国会における成立を目指して、努力してまいる所存です。



# 独立行政法人消防研究所の国への統合について

## 予防課

### 1 消防研究所のこれまでの役割

消防研究所は、昭和23年の国家消防庁の発足と同時に我が国唯一の消防に関する科学技術を研究する機関として設置され、その後、平成13年の中央省庁再編時に、試験研究機関は原則として独立行政法人化という政府方針に基づき、柔軟な法人運営による研究活動の充実を目的として、独立行政法人化することとし、災害・火災時には的確かつ迅速に対応し火災原因調査という強力な行政権限を担う任務を踏まえ、「国家公務員型独立行政法人」として独立行政法人消防研究所へと移行しました。

この間、以下のような役割を果たし、半世紀以上にわたり、消防の科学技術の高度化を通じ、我が国消防の発展に大いに貢献しているところです。

- (1) 消防科学技術に関する最先端の研究機関
- (2) 科学的知見を活かし、消防活動支援等の緊急時対応
- (3) 消防法第35条の3の3に基づき火災原因調査等の行政権限の一部を執行



産学官連携により1/4の水量で消火できるマンション火災用の新型消火システムの開発



苫小牧石油タンク火災に際して、消火活動の支援 (H15.9)

### 2 独立行政法人消防研究所の見直し

#### (1) 独立行政法人通則法による見直し

独立行政法人については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条に基づき、通常5年の中期目標期間の終了の際にその組織及び業務の全般にわたる検討を行うこととされており、独立行政法人消防研究所についても、新たな中期目標期間が始まる平成18年度に向けて見直しを行うこととされ、いわゆる「骨太方針2004」に基づき、平成16年度に前倒して見直しを行いました。

#### (2) 見直しの経過及び結果

この見直しに当たっては、政府行政改革推進本部に設置された「独立行政法人に関する有識者会議」（飯田 亮座長）において、「防災科学技術研究所と統合すべき」、「非公務員化を進めるべき」等の意見が出されました。（平成16年10月27日同会議指摘事項）

消防庁としては、見直しに当たって、独立行政法人消防研究所の行う事務事業は、国が行うべき事業であり、国民の生命の安全に直結するため、消防庁長官指示に対して迅速・的確に従い、消防庁と一体となって活動する必要があることから、危機管理機能の強化及び行政の効率的実施の観点から消防庁に統合することが適切であると判断し、最終的に政府行政改革推進本部において、以下のとおり、見直しの方針が決定されました。

○「独立行政法人消防研究所の組織・業務運営全般に係る見直しについて」

（平成16年12月24日 政府・行政改革推進本部決定）

独立行政法人消防研究所の事務及び事業については、危機管

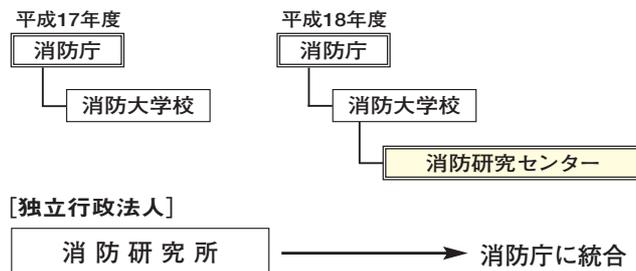
理機能の強化及び行政の効率的実施の観点から消防庁に統合・吸収する。

その際、緊急事態対応等公務員が担うことが真に必要な業務について厳しく精査の上、その業務を担う要員に限ることとし、移行する要員数については5割を目途に削減を行う。これに伴い、同研究所の事務及び事業については廃止するものとする。

### 3 見直しの概要

上記の見直しの方針に沿って、平成18年度の国への統合に当たっては、消防庁消防大学校のもとに、新たに「消防研究センター」を設置することとしました。

国への統合に当たって、国として必要な研究水準を維持確保するため、研究について、近年の災害の大規模化・多様化等を踏まえて、国として災害時対応の強化が求められる分野に重点化するとともに、高度研究機能と教育機能との相乗効果を発揮するため、全国消防機関の幹部教育訓練機関である消防大学校の内部組織として設置することとしました。併せて、行政の効率的実施を図る観点から、消防大学校との総務部門の共通化を進めることとしています。



### 4 独立行政法人消防研究所の解散に関する法律の概要

以下のような内容の「独立行政法人消防研究所の解散に関する法律」が第164回国会において成立するとともに、消防大学校の所掌事務の見直し、消防研究センターの設置等に必要な政省令の見直しを行いました。

- (1) 独立行政法人消防研究所を法律の施行の時（平成18年4月1日）において解散するものとし、その資産及び債務は国が承継するものとする。（第1項関係）
- (2) 独立行政法人通則法の規定による平成17年度の財務諸表等の作成については、総務大臣が従前の例により行うものとする。（第2項関係）
- (3) 平成17年度及び中期目標期間における業務の実績の評価については、総務大臣が受けるものとする。（第3項関係）
- (4) 独立行政法人消防研究所法は、廃止すること。（附則第2項関係）

### 5 おわりに

国会審議を経て、平成18年度から、新たに「消防研究センター」が設置されることとなりますが、国民の安心・安全を守るため、災害の原因究明による再発防止と被害軽減、科学技術の活用による消防活動の高度化を目指していく必要があります。新たな「消防研究センター」がその中核的役割を果たし、国・地方を通ずる消防の科学技術の推進体制を確立する必要があります。



# 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」の指定と「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱」の決定

防災課

## 1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 防災対策推進地域の指定

### (1) 推進地域指定の経緯

平成17年9月1日に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）、同法施行令及び同法施行規則が施行となり、平成17年9月27日、内閣総理大臣から中央防災会議に対して「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）」の指定についての諮問がなされました。

以後、中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会（以下「専門調査会」という。）」において、推進地域の指定基準及び推進地域の妥当性について検討されることとなりました。推進地域の指定基準のうち津波に関する基準については、インド洋大津波における津波漂流物による被害の甚大さを踏まえ、「大津波（3 m以上）もしくは満潮時に陸上の浸水深が2 m（漂流物が多いと見込まれる地域については1.2m）以上の津波が予想される地域のうち、これらの水位よりも高い海岸堤防がない地域」とされました。推進地域の妥当性については、上記の津波に関する基準に該当する地域又は「震度6弱以上となる地域」に該当する市町村のほか、「市町村連携等、各地域においてとられている防災体制を反映した地域」「過去に発生した日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震で実際に大きな被害を受けた地域」の観点から、検討が重ねられました。これらの検討結果を踏まえ、平成18年2月17日に中央防災会議から内閣総理大臣に答申がなされ、20日に内閣総理大臣が5道県130市町村の推進地域を決定し、公示しました。（図1、表参照）

### (2) 今後の取り組み

推進地域の指定を受け、中央防災会議は、国の日本海

溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の基本方針となる「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）」を作成します。推進地域の指定を受けた都道府県及び市町村は、基本計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備や津波からの防護及び円滑な避難などに関する事項等を内容とする「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画（以下「推進計画」という。）」を作成することとなります。また、推進地域内において地震防災上の措置を講じる必要があると認められる重要な施設又は事業を管理し、又は運営する者のうち基本計画で定める者は、津波からの円滑な避難に関する事項等を内容と

図1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域  
（中央防災会議資料）



表 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域指定市町村一覧  
(中央防災会議資料に加筆)

|                 |  |
|-----------------|--|
| 北海道 (46)        | 函館市、釧路市、帯広市、苫小牧市、根室市、北斗市、勇払郡厚真町、同郡鶴川町、同郡穂別町、沙流郡日高町、同郡門別町、新冠郡新冠町、静内郡静内町、三石郡三石町、浦河郡浦河町、様似郡様似町、幌泉郡えりも町、河東郡音更町、同郡士幌町、同郡上士幌町、同郡鹿追町、上川郡新得町、同郡清水町、河西郡芽室町、同郡中札内村、同郡更別村、広尾郡大樹町、同郡広尾町、中川郡幕別町、同郡池田町、同郡豊頃町、同郡本別町、足寄郡足寄町、同郡陸別町、十勝郡浦幌町、釧路郡釧路町、厚岸郡厚岸町、同郡浜中町、川上郡標茶町、同郡弟子屈町、阿寒郡鶴居村、白糠郡白糠町、野付郡別海町、標津郡中標津町、同郡標津町、目梨郡羅臼町 |
| 青森県 (17)        | 八戸市、三沢市、むつ市、上北郡野辺地町、同郡百石町、同郡六戸町、同郡横浜町、同郡東北町、同郡下田町、同郡六ヶ所村、下北郡大間町、同郡東通村、同郡風間浦村、同郡佐井村、三戸郡五戸町、同郡南部町、同郡階上町  |
| 岩手県 (14)        | 宮古市、大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、東磐井郡藤沢町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町   |
| 宮城県(全域)<br>(43) | 仙台市、石巻市、塩竈市、古川市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、刈田郡蔵王町、同郡七ヶ宿町、柴田郡大河原町、同郡村田町、同郡柴田町、同郡川崎町、伊具郡丸森町、亶理郡亶理町、同郡山元町、宮城県松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、黒川郡大和町、同郡大郷町、同郡富谷町、同郡大衡村、加美郡色麻町、同郡加美町、志田郡松山町、同郡三本木町、同郡鹿島台町、玉造郡岩出山町、同郡鳴子町、遠田郡涌谷町、同郡田尻町、同郡美里町、牡鹿郡女川町、本吉郡本吉町、同郡唐桑町、同郡南三陸町  |
| 福島県 (10)        | いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、相馬郡新地町  |

する「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画(以下「対策計画」という。))」を推進地域の指定から6カ月以内に作成することとなり、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策の推進に向けた積極的な取り組みが求められることとなります。

消防庁では、推進計画の作成や対策計画の作成指導など、日本海溝特措法に基づく地方公共団体の取り組みが円滑に実施されるよう、必要な情報提供や助言を行うなど、積極的に支援を行っていきます。

## 2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱の決定

### (1) 大綱決定の経緯

平成15年7月の中央防災会議で、日本海溝・千島海溝周辺で発生する海溝型地震の防災対策を検討するため、専門調査会の設置が決定されました。専門調査会では、平成15年10月の第1回会合以降、検討対象とすべき地震

や津波を整理するとともに、地震の揺れや津波の高さの分布、それらに基づく被害想定及び地震防災対策について検討が重ねられました。検討の結果、平成18年1月に、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策のあり方全般について、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会報告」がとりまとめられ、その中で、対策の実施主体を明確にし、効果的な対策を戦略的に実施するため、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策に関する大綱」策定の必要性が指摘されました。この専門調査会の報告を踏まえ、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱(以下「大綱」という。))」が平成18年2月に中央防災会議で決定されました。

### (2) 大綱のポイント

大綱のポイントとして、①津波防災対策の推進、②揺れに強いまちづくりの推進、③積雪・寒冷地域特有の問題への対応の3項目があげられます。(図2参照)



- ①津波防災対策の推進
  - 迅速・的確な津波避難体制の整備
    - ・住民の意識啓発と訓練の実施、迅速かつ的確な津波情報等の提供
    - ・避難地、避難路の確保 等
  - 沿岸地域の孤立危険性への対応
    - ・孤立可能性のある地域の把握
    - ・外部との通信の確保
    - ・物資供給や救助活動の体制整備 等
  - 漂流物による災害等の二次災害の防止
    - ・船舶係留の徹底
    - ・養殖筏の係留強化
    - ・漂流物防止柵の設置 等
  - 広域的な津波防災対策
    - ・広域的な応急活動体制の強化
    - ・広域連携による避難者支援体制の強化
- ②揺れに強いまちづくりの推進
  - ・建築物の耐震化
  - ・火災対策
  - ・家具等の固定、ガラスの飛散防止対策
  - ・宅地造成地の安全確保対策
  - ・土砂災害対策
  - ・ライフライン・交通インフラの確保 等

- ③積雪・寒冷地域特有の問題への対応
  - ・冬季の道路交通の確保
  - ・積雪加重を踏まえた応急危険度判定の体制整備
  - ・救助・救出体制の強化及び技術の高度化
  - ・避難所における暖房設備の整備、暖房用燃料の備蓄強化 等

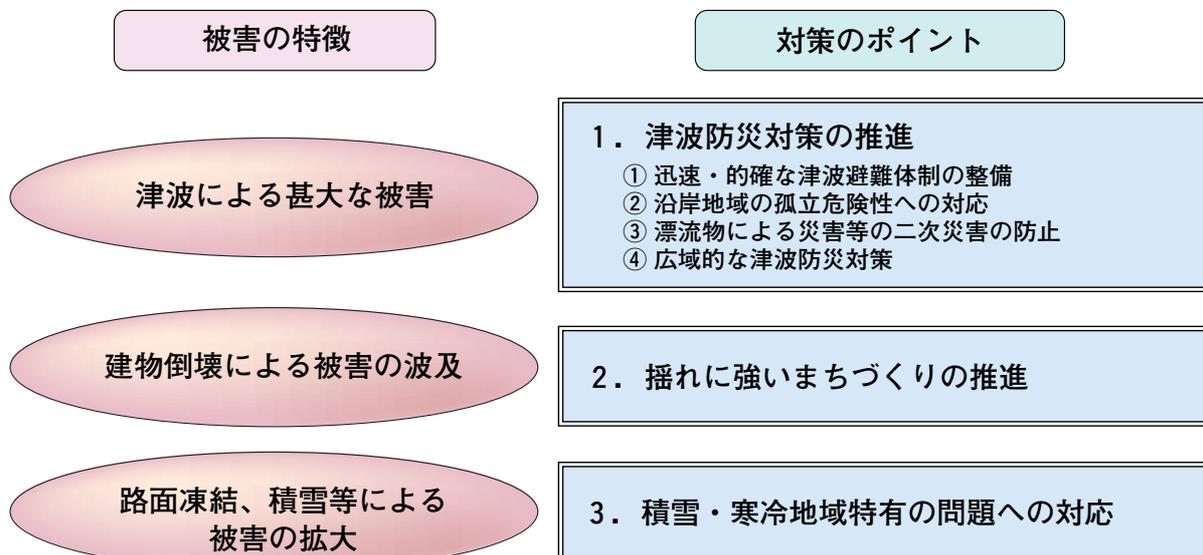
以上のようにハード・ソフトが一体となった対策を効果的かつ戦略的に推進していく必要性を大綱では謳っています。特に、津波からの避難意識の向上により、死者数は8分の1程度まで減少させることができると推測され、住民の意識啓発が急務とされています。

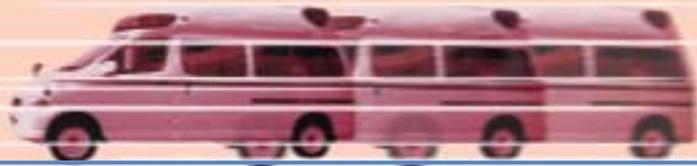
### (3) 今後の対応

大綱は、基本計画に規定される内容も含め、推進地域内外において予防段階から発災後の全ての段階において各主体が行うべき対策を明確化したマスタープランともいえるべきものです。大綱に基づき、推進地域に指定された地方公共団体はもとより、推進地域以外の地方公共団体においても地震防災対策を推進することが望まれます。

消防庁としても、防災施設の整備や自主防災組織の育成など、大綱に掲げる津波防災体制の確立や地域の防災力の向上を図るため、積極的に情報提供、助言を行うなど、地方公共団体の地震防災対策への取り組みを支援していきます。

図2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱のポイント





# 「武力攻撃事態等における安否情報のあり方に関する 検討会報告書の概要」～安否情報システムの構築について～

## 国民保護室・国民保護運用室

### 【はじめに】

武力攻撃事態等における安否情報収集、報告、照会に対する回答については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）により、地方公共団体の長及び総務大臣は武力攻撃事態等や緊急対処事態において、避難住民や負傷者、死者（以下「避難者等」という。）の安否情報を収集し、整理・報告した上で、国民からの照会に対し回答（以下「安否情報事務」という。）することが初めて法律上明記されました。

消防庁では、「武力攻撃事態における安否情報のあり方に関する検討会（座長：廣井 脩東京大学教授）」（以下、「検討会」という。）を設置し、安否情報事務の運用について、個人情報保護の方法、安否情報システム、安否情報の対外公表などの論点を検討してきましたが、今般、報告書を取りまとめましたので、その内容を紹介します。

消防庁では、検討会の報告書を受けて、「武力攻撃事

態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」を改正することとしています。

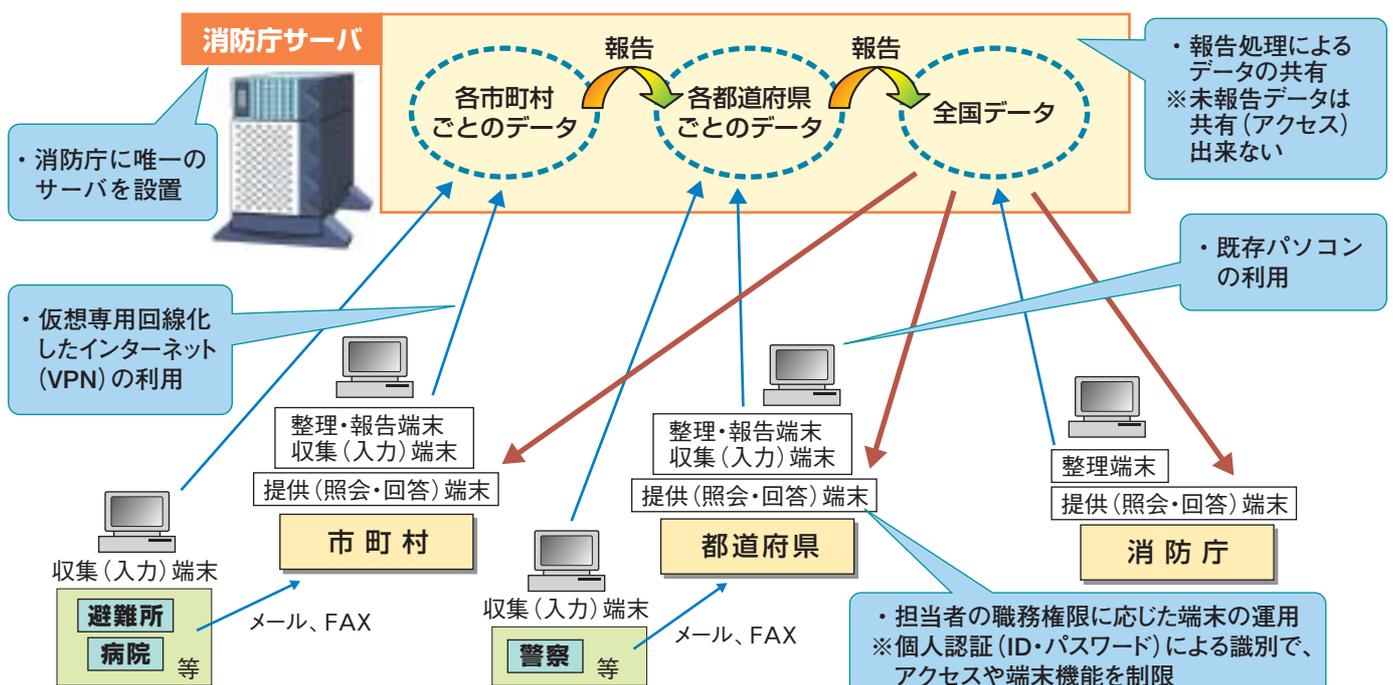
### 【安否情報システムの構築】

消防庁では、安否情報事務を効率的に行うために平成18年度中に安否情報システムを構築し、平成19年度から運用を開始する予定です。

安否情報システムにより、被災市町村、避難住民受入市町村などが収集した安否情報を全ての地方公共団体が共有することが可能となるとともに、全ての地方公共団体の窓口で被災住民の安否情報について、保有する情報については、回答をすることが可能になります。

国民からの安否情報の照会について、被災地を含む全ての地方公共団体で対応することにより、被災地への電話や被災地への見舞い訪問などが減ることになるため、これまで被災地で顕著であった電話の輻輳や交通渋滞が一

### 安否情報システム（仮称）の構成（イメージ）





定程度緩和されると想定されます。

また、今後、自然災害時における安否情報システムの活用も含めて安否情報システムのあり方について、検討をしていく予定です。

## 【報告書の概要】

### 1 法制度の基本的な考え方

国民保護法で安否情報事務が規定された立法趣旨は、国民保護法と同年施行されたジュネーブ条約の第1追加議定書の「家族がその近親者の運命を知る権利」を満たすため国民からの安否情報に関する「照会」に対する「回答」の制度が用意されました。

また、特に国民保護法第95条において「個人情報の保護に十分留意」することとされているため、安否情報を「公表」することについては、個人情報保護法や関係条例に基づき各団体において判断することが必要です。

### 2 民間事業者との役割分担

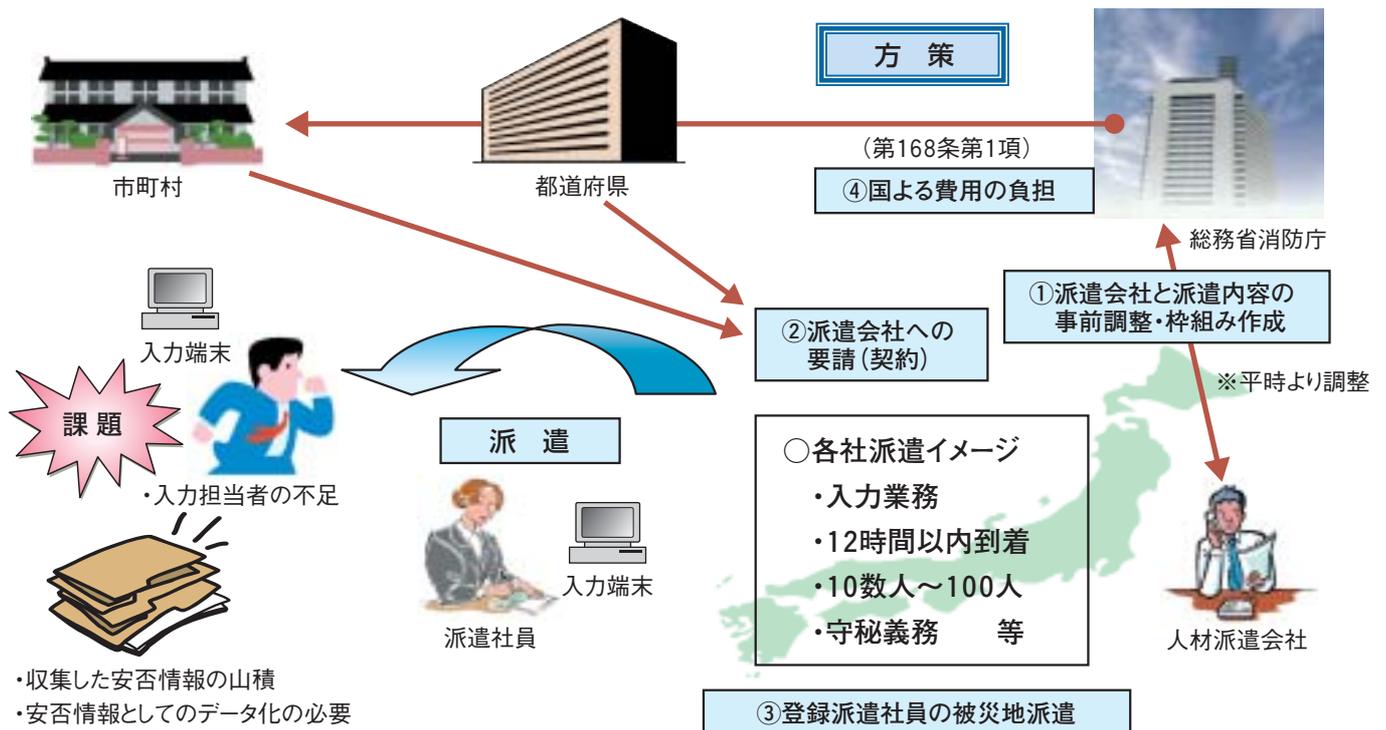
安否情報事務は、避難誘導や救助等の国民の生命等を守るための事務が最優先で実施されることから職員の確保が難しく、安否情報の収集、報告、回答体制が整うまで

には、事態の大きさ、種類にもよりますが、一般的には最低でも1日近くかかることが想定されています。一方で、安否情報への国民のニーズは、過去の災害時等においては事態直後に高いため、特に事態当日の安否情報については、民間の安否情報サービスを活用してもらうよう周知を図るなど民間の安否情報サービスと連携することが重要だと考えています。

「安」情報（無事である者に関する情報）については、避難住民や帰宅困難者が該当する例が多いと考えられ、主に本人の携帯電話での連絡や民間事業者（NTT、NHK等）のサービスが安否情報の提供の中心的な役割を担っている一方、「否」情報（負傷又は死亡した者についての情報）の収集については、従来警察や病院が中心となり、報道提供、窓口設置、電話対応などの迅速な対応がなされているところです。

国民保護法の安否情報回答事務は、従来の情報提供（民間事業者、病院、警察）に加えて「家族の知る権利」という立法趣旨を満たすため、より手厚く $\alpha$ の措置として、既存の情報提供スキームから漏れた者等の安否回答を可能とする仕組みとして位置付けることが適当です。

## 派遣社員による安否情報の入力支援方策



### 3 安否情報システム

安否情報システムについては、平成19年度運用開始を目標に、平成18年度中に開発整備を行う予定です。安否情報システムの活用により、被災地の地方公共団体が収集し、消防庁に報告した安否情報を全地方公共団体で共有することにより、国民がどの地方公共団体に照会しても回答することが可能になります。

安否情報システムの構築に当たっては、情報漏えいがないようなセキュリティシステムを構築する必要性のほか、アクセス権限の管理を行うなど適切な運用がなされるよう所要の対策を講じることが必要であると考えています。

また、今後の国民保護訓練や運用等の反省を踏まえ、必要があれば柔軟にシステム内容を見直すこととしています。

### 4 関係機関の協力

安否情報の収集については、一元化、効率性、実効性の観点から、避難住民は避難所での収集、負傷者（病院に入院した者）は病院、死者は警察機関からの情報提供により収集することを原則とするべきとされました。

ただし、市町村や都道府県が病院や警察とどのように協力して安否情報を収集するかについては、各市町村、都道府県において、各関係機関と国民保護協議会の場な

どにおいて、具体的に検討していただく必要があると考えています。

また、安否情報の入力等の事務については、阪神・淡路大震災の30万人の避難住民を考えると膨大な作業になることも考えられ、守秘義務契約を締結して個人情報保護に配慮しつつ、派遣社員や避難住民、ボランティア、NPOなどによる協力を積極的に活用すべきであるとししました。さらに、応援協定や要請等により近隣の地方公共団体からの職員の派遣も積極的に活用するべきとししました。

また、国では、事前に人材派遣会社と派遣契約を結び、被災市町村等の要請を受けて、事態が生じたのち12時間以内くらいを目途にできるだけ速やかに数十人の派遣社員を被災地へ派遣し、主に安否情報システムへの入力や安否情報窓口のサポートなどをしてもらうことを検討しているところです。

### 5 回答方法

安否情報の照会への回答に当たっては、なるべく多くの照会に対応できるようにするため、消防庁のホームページ (<http://www.fdma.go.jp>)などで、照会に係る者が消防庁に報告された安否情報に含まれているかどうかをインターネットによる氏名等での検索（照会）を可能とすることとししました。これは、「行政機関の照会に係る者の情報

保有の有無」は個人情報に当たらないため、国民の利便性を高めるため、実施することとしたものです。このサービスにより、ある程度行政機関への照会件数が減じることを期待しています。

地方公共団体や消防庁への照会は、原則として窓口等において、身分証明書により照会者の本人確認を実施した上で、照会に係る者が回答することを同意した者についてのみ、回答を行うこととししました。

なお、回答に当たっては、照会者が被照会者の親族・同居者・知人であることを申請書類により確認した場合、被照会者が積極的に不同意の場

## 国民向けインターネット検索システム（イメージ案）

**行政保有情報の検索画面** [English](#)

1 被照会者の氏名 (捜したい人の氏名)

①氏名の入力

②検索の実行

「漢字」「カタカナ」または「アルファベット」を入力して下さい。

③検索結果の表示

2 行政保有情報の有無  有  無

(行政側が収集した情報(避難所の収容者、病院の負傷者又は死者)に該当するか)  
※本人の希望により該当無となる場合があります。

最寄りの市町村又は都道府県の窓口でさらに確認が出来ます。

○役場の安否情報窓口 [▶一覧](#)  
※窓口で、迅速に、さらに確認が出来ます(身分証明書(運転免許証等)を持参して下さい)。  
※電話による照会もできますが、回線が混在してつながらない場合があります。また、電話の場合、確認手続きに時間を要します。

○民間の安否情報サービス [▶一覧](#)  
※民間サービスに登録されている可能性があります。



合を除き、照会に対し回答を行うこととし、被照会者が意識不明の場合、公益上の必要性等を踏まえ、原則として回答し、照会者が、親族・知人・同居者以外の者の場合、原則として、被照会者が回答に同意する場合において、回答を行うこととしたものです。

これは、安否情報の制度趣旨が、「家族がその近親者の運命を知る権利」を満たすことであることから、親族・同居者・知人とそれ以外の者からの照会に対する回答については、区別して回答への同意を取ることとしました。知人を原則回答する者に入れるかどうかについては、検討会でも議論されましたが、会社や学校からの照会には、答えるべきであろうとの判断から、知人についても提供する安否情報を制限した上で（負傷又は疾病の有無を提供）、回答を行うこととしました。

なお、公表を希望する者の情報は、ホームページや報道提供により広く国民に情報提供すべきであるとされています。

## 6 外国人等に係る回答

国民保護法に基づき、外国人に係る照会は、日本赤十字社が安否情報システムにより共有した情報により回答を行うこととされています。ただし、報告書においては、永住権を持つ外国人などの場合、平素から対応していることから、地方公共団体の窓口でも安否照会に対応することとしました。

## 7 対外的公表について

対外的公表については、国民保護法の照会回答事務とは次元の違う問題であるが、安否情報の公表についてもできる限り統一的な運用が望ましいとされました。今後関係省庁、地方公共団体間で、自然災害時の対応を含めて統一的な運用が図られるよう検討がなされることが期待されます。

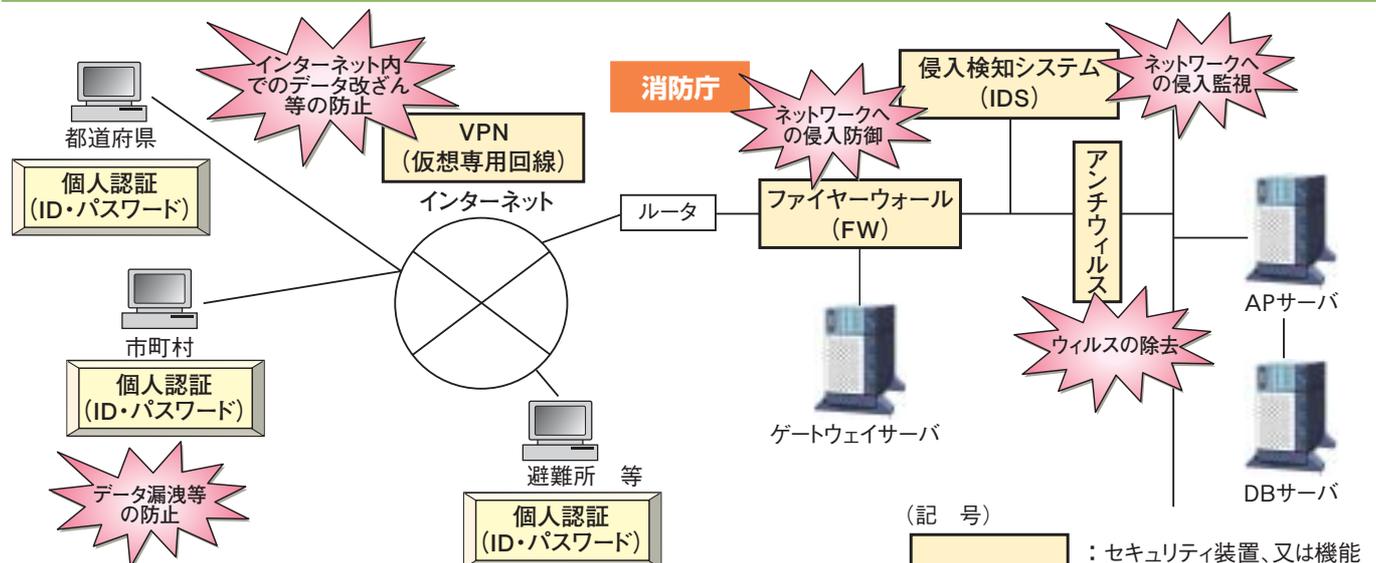
ただし、例えば大規模な武力攻撃災害により安否情報システムが機能しない場合など、本制度の趣旨が果たせなくなっているときなどは、氏名、年齢、市町村名などの最低限の安否情報の公開の公益上の必要性が高い場合があると提言しています。

また、安否情報は安否情報システムの導入により、全ての地方公共団体が共有するため、全ての地方公共団体が公表主体になりますが、共有の目的が安否情報の回答のためであるため、公表することはできないこととし、あくまで公表できる主体としては、安否情報を収集した市町村、都道府県、消防庁となることとしました。

## 8 その他

安否情報システムの有用性を踏まえ、自然災害時や事故において安否情報システムを活用することについても十分検討される必要があり、また、全地方公共団体による情報共有や回答方式については、応援協定の締結がなされれば可能であると提言しています。

### 安否情報システムのセキュリティ（イメージ）



# 消防職員の現場活動に係るストレス対策 フォローアップ研究会報告書概要

## 消防・救急課

平成15年2月の惨事ストレス対策に関する提言から2年余が経過したことを踏まえ、各消防本部等における取組をさらに促進することを目的として、平成17年6月、(財)地方公務員安全衛生推進協会の協力により「消防職員の現場活動に係るストレス対策フォローアップ研究会(以下「研究会」という。)を設置しました。研究会では、各消防本部や都道府県における惨事ストレス対策に係る取組状況の調査、各消防本部でこれまでに対応した事例の調査及び分析、消防本部等における今後の惨事ストレス対策のあり方等について検討が行われ、今般、その検討結果が報告書として取りまとめられましたので、その主な内容について紹介します。

なお、本報告書については、平成18年3月に全国の都道府県及び消防本部等に対し、広く配布されたところです。

### 惨事ストレスに関する調査の結果

平成17年8月、全国の消防本部及び都道府県に対し、惨事ストレス対策の取組状況に関する実態調査を行った。主な結果は次のとおり。

#### (1) 消防本部に対する実態調査の結果

本調査は、惨事ストレスに関する消防本部の対応状況等を把握するために実施した。

- ・何らかのメンタルヘルス対策を実施している消防本部は6割(59.5%)で、その内容については「職員研修」(36.3%)、「パンフレット等による啓発」(23.8%)、「面接相談」(17.3%)が中心であった。また、何の施策も実施していない本部は4割(40.1%)であった。
- ・惨事ストレス「教育」を行っている本部は23.8%で、地域別では「関東」(30.3%)や「近畿」(33.6%)が多く、「北海道」(14.8%)や「中国・四国」(14.7%)では少なかった。
- ・惨事ストレスを受けた職員を何らかの方法で把握している本部は3割強(30.3%)であった。把握方法としては「隊長等が行動や言動等を観察して把

握」(25.1%)が多かった。

- ・ストレスを受けた職員へのケアを行っている本部は9.8%で、ケアを行っている本部は都市部の本部に偏っていた。
- ・惨事ストレス対策の必要性に関して「必要であり、既に実施済みである」は1割強(11.2%)にとどまり、3分の2(66.0%)の本部では対策が「必要であるが、実施は検討していない」とした。
- ・導入や運営に関する問題としては「情報不足」(53.3%)、「専門の部・課を設置することの困難さ」(44.0%)、「専門家が近くにいない」(41.9%)が多くあがっていた。また、「一消防本部だけの取組では困難であり、広域的な取組が必要である」(37.9%)という意見も多かった。
- ・全般的な意見としては、「惨事ストレス対策として、教育などの事前予防対策が必要である」(70.2%)と対策の必要性を認めるものが多かった。また、「悲惨な現場に遭遇する可能性があるのは当然である」(65.9%)と認識する本部が多くあるとともに、「悲惨な現場活動の後のグループミーティングに関心がある」(62.6%)とした本部も多かった。
- ・その他、「広域的な対応整備」や「県単位のメンタルサポートチーム」や「専門講師の派遣制度」などを求める意見、サポート支援の必要性に関する認識、「緊急時メンタルサポートチーム」に関して情報提供を求める意見があった。

#### (2) 消防本部に対する対応事例の調査の結果

本調査は、消防職員が惨事ストレスを受けたのではないかと思われる事案が発生した際の消防本部又は消防署における対応状況等を把握するために実施した。

- ・惨事ストレスを受けたと思われる事案としては、「要救助者が死亡」(67.0%)、「悲惨な現場」(25.0%)、「子どもが被害者」(20.0%)の順が多かった。
- ・調査結果で報告された110事案中、74.5%の事案で、何らかの対応がとられたが、その消防本部の

規模別にみると、規模が大きい本部ほど、対応がとられたケースが多かった。事案別にみると、「職員の負傷・殉職」事案や「地震・大事故」で対応がとられる比率が高かった。

- ・消防組織における惨事ストレス対策としては、公式なものか非公式なものかは問わず、グループによる話し合いが最もよく行われていた。時期別にみると、当日は一次ミーティングが行われ、後日必要に応じて「様子見・観察」のほか、二次ミーティングや「専門家によるカウンセリング」などが行われていた。
- ・職員の負傷や殉職が発生した事案においては、当日にグループミーティングなどが行われていない点で、他の事案とは異なる対応がとられる傾向があった。
- ・消防本部の規模別にみると、小規模本部では「検討会・反省会」が多く、大規模本部では「専門家によるカウンセリング」、「チェックリストによる確認」、「パンフレット・小冊子」といった対応が多く行われていた。
- ・対応に関する自由意見では、各対応に関する具体的な進め方に関する情報不足や判断の難しさが指摘されていた。

### (3) 都道府県に対する実態調査の結果

本調査は、消防職員の惨事ストレスに対する都道府県における対応状況等を把握するために実施した。

- ・惨事ストレス対策の導入や運営上の問題としては、「惨事ストレスに関する十分な情報が消防本部にない」(55.3%)が多く、「惨事ストレス対策の予算が十分でない」(44.7%)や「惨事ストレス対策の専門家が身近にいない」(38.3%)、「惨事ストレス対策の専門家がわからない」(36.2%)もやや多かった。
- ・都道府県における消防職員の惨事ストレス対策の必要性については、「必要であるが、実施は検討していない」が3分の2(66.0%)を占めていた。
- ・消防庁が平成15年から運用を開始した「緊急時メンタルサポートチーム」に関する自由記述意見においては、「有効」であり「必要な制度」との評価が多かったが、広報の必要性を指摘する意見も多かった。

### 今後望まれる惨事ストレス対策のあり方

研究会では、惨事ストレス対策の取組状況に関す

る実態調査の結果をもとに、消防本部、都道府県及び消防庁に対し、今後望まれる惨事ストレス対策のあり方についてまとめた。

#### (1) 消防本部に望まれる取組

【平常時における取組】

- ① 惨事ストレス対策は、対応を依頼できる専門機関を把握することなど、可能なことから早急に着手していくことが必要である。また、組織として恒常的に対応するためには、対応マニュアルの制定など、制度として確立することが重要である。
- ② 職員自らが、いつでも心の変化などを確認できるよう、PTSD予防チェックリスト(別添1)をLAN上に掲載することや、携帯用カードにして個人に提供することなどの取組が必要である。また、専門機関や専門医への相談方法等まで含めた対応マニュアルのようなものを作成し、予め職員に配布しておく等の取組も必要である。
- ③ 職員の家族が二次的な影響を受け、または精神的な負担になる可能性があることを十分に踏まえた上で、職員の家族に対しても、惨事スト

#### 惨事ストレスによるPTSD予防チェックリスト (別添1)

このチェックリストは  
消防職員が悲惨な災害現場活動等に従事したことに伴う  
心理的影響を考える目安となるものです  
災害現場活動終了後、1週間以内に実施するものとします  
あなたが災害現場活動で自覚した症状に該当するものをチェックしてみてください

- 1. 胃がつかえたような感じがした
- 2. 吐き気をもよおした
- 3. 強い動悸がした
- 4. 身震いや痙攣を起こした
- 5. 活動中、一時的に頭痛がした
- 6. 隊長や同僚の指示が聞こえづらくなったり、音がよく聞こえなくなった
- 7. 寒い日なのにおびたじい汗をかいた
- 8. 自分や同僚の身にとても危険を感じ、その恐怖に耐えられるか心配になった
- 9. 活動中、見た情景が現実のものと思えなかった
- 10. とてもイライラしたり、ちょっとしたことで気にさわった
- 11. わけもなく怒りがこみあげてきた
- 12. 現場が混乱し、圧倒されるような威圧感を受けた
- 13. 活動する上で、重要なものとそれほどでないものとの判断が難しくなった
- 14. 資機材をどこに置いたか全く忘れてしまい、思い出せなかった
- 15. 活動中に受けた衝撃が、数時間しても目の前から消えなかった
- 16. 活動が実を結ばない結果に終わり、絶望や落胆を味わった
- 17. とても混乱したり、興奮していて合理的な判断ができなかった
- 18. 一時的に時間の感覚が麻痺した
- 19. 目の前の問題にしか、考えを集中することができなかった

#### ◇アドバイス◇

自覚した症状が3つ以下であった場合/心理的影響は少ないと思われます。  
自覚した症状が4つ以上であった場合/その後の経過に配慮することが望めます。  
自覚した症状が8つ以上であった場合/心理的影響が強く、何らかの対応が必要です。

(作成：消防職員の現場活動に係るストレス対策研究会)

レスへの対処方法等についてパンフレット等により周知しておくことが必要である。

- ④ 隊長等については、自己のストレス状態及び隊員のストレス状態について適切に評価する能力が求められることから、平時から、グループミーティングの際の傾聴の方法やリスクの評価の能力の養成を行うことが重要である。

#### 【災害発生時における対応】

- ① 隊長は、災害現場において隊員の様子などを常に観察し、また、帰署後においても、一次ミーティング等を通じて隊員の様子を観察することで、隊員のストレスの状況の把握に努める必要がある。今回、隊長等による隊員のリスク評価の際の基準として「隊長(上司)等からみたリスク評価のポイント」(別添2)を本研究会において作成したので、活用されたい。
- ② 惨事ストレスは誰にでも起こる可能性のある問題であることを再認識し、職員が惨事ストレスを受けた時に、どのような対策を講じるのかを事前に具体的に決めておくことが重要である。

#### (2) 都道府県に望まれる取組

- ① 小規模な消防本部が単独で惨事ストレス対策に取り組む場合には、人員や予算などの面から相当の困難が伴うのではないかとと思われる。都道府県においては、これら小規模な消防本部の惨事ストレス対策を支援するために、以下のような広域的な取組を行うことが必要であると考えられる。
- ② 消防本部における惨事ストレス対策の取組の推進には、惨事ストレスに対する幹部職員の認識が不可欠であることから、消防学校においても、惨事ストレス対策に係る研修を積極的に取り入れる必要がある。
- ③ 都道府県内に在住する精神科医や臨床心理士等に対し、消防職員の惨事ストレス対策に関する情報の提供や研修のほか、各消防本部の担当者等との交流の機会等を提供することで、消防職員の惨事ストレス対策に関する専門家の育成を図る必要がある。
- ④ 惨事ストレス対策に関する情報が不足している消防本部に対し、都道府県は、専門家の確保及び育成のほかリストアップを行い、各本部に対し情報提供する必要がある。

#### (3) 消防庁に望まれる取組

- ① 惨事ストレスに関する情報が不足していると

の指摘を踏まえ、パンフレットの作成・配布やホームページへの掲載などを通じて、全国の消防本部、都道府県に対しこれらの情報をさらに積極的に提供する必要がある。

- ② 消防大学校においては、惨事ストレス対策に関する研修の機会を十分に確保することを検討する必要がある。また、全国の消防学校においても惨事ストレス対策に関する研修が実施できるよう、教育指導者を育成する専科教育においても、惨事ストレス対策に関する研修の機会を十分に確保することを検討する必要がある。
- ③ 緊急時メンタルサポートチームについては、昨今の派遣要請件数、チームの登録メンバーの負担、事案に対するより迅速・的確な対応の必要性等を考慮すると、現在登録されている5名に加え、登録メンバーを増員することで体制の強化を図る必要がある。
- ④ 都道府県が行う専門家の確保及び育成について、それを円滑かつ効果的に行えるよう必要な情報提供に努める必要がある。

#### 隊長(上司)等からみたリスク評価のポイント

(別添2)

以下の項目は、職員が惨事ストレスを受けている、若しくは惨事ストレスを受ける可能性の高い行動や状況についてまとめたものです。隊長(上司)等の立場にある方は、以下の項目を参考にし、部下職員の観察に努めてください。また、以下の項目に該当すると思われる職員がいる場合には、その後の経過に配慮するなど、適切な対応が望まれます。

##### 【普段の様子(災害前の個人的要因)】

- ・アルコールやタバコに依存
- ・何らかの薬物に依存(睡眠薬、抗うつ剤など)
- ・友人が少ない・自分でため込むタイプである
- ・神経症やうつ症状の既往歴
- ・最近喪失体験(家族や親しい知人との死別等)があった

##### 【災害現場において】

- ・急性ストレス反応は見られたか(身体症状(吐き気、動悸、ふるえ等)、過覚醒(強い興奮状態、強いいらだち)、解離(一次的な記憶喪失、見ている光景が現実的でない))
- ・死ぬような恐怖感を感じたか
- ・負傷したか

##### 【災害後のミーティングにおいて】

- ・普段と違う行動や様子が見られる(発汗、貧乏揺すりなど)
- ・興奮状態が続いている(多弁、落ち着きのなさ、いらだち、批判、不適切な強い感情表出)・・・過覚醒
- ・記憶が曖昧な箇所がある・体験に現実味がない・・・解離
- ・フラッシュバックや再体験(その時の様子を繰り返し夢に見る、その時の記憶が頭から離れない)に言及した・・・再体験
- ・(多くの経験をしたはずなのに)語りたがらない・・・回避

##### 【災害後のミーティング後に】

- ・個人的な接触を求める

##### 【災害後の普段の様子】

- ・仕事が進まない、決断ができない
- ・いつまでもこだわって帰れない
- ・仕事に出てこない

(参考資料：グループミーティングにおけるリスク評価のポイント(松井 豊2005 惨事ストレス対策 東京消防庁デブリーファ-養成研修資料))

## 地方公共団体での図上訓練実施概要 (長野県箕輪町・和歌山県那智勝浦町)

応急対策室

### 1 はじめに

長野県箕輪町、和歌山県那智勝浦町で行いました図上訓練は、地方公共団体の地震防災訓練(図上訓練)実施要領モデルの作成に関する調査研究(平成17年度)事業として実施しました。

当調査研究は、人口10万人未満の市町村(2市町村)を対象として、図上訓練を試験的に実施し、その結果を評価・分析することにより、図上型防災訓練の実施要領を活用する上での留意点・課題をさらに整理し、より実践的・効果的な訓練のあり方についての調査研究に資することを目的としています。

#### (1) 調査研究対象とする災害・事象

主に津波、土砂災害を含む地震災害を想定

#### (2) 調査内容

大規模災害発災時における活動体制、情報収集・伝達、広報、避難・救出などの初動体制の検証

### 2 訓練実施日

#### (1) 長野県箕輪町

平成17年12月2日(金)～3日(土)

#### (2) 和歌山県那智勝浦町

平成18年1月29日(日)～30日(月)

### 3 訓練概要

#### (1) 市町村職員を対象とした図上型防災訓練の実施

ア 長野県箕輪町……伊那谷断層において、マグニチュード7.9の地震が発生したとの想定に基づき、災害対策本部の立ち上げなどの初動体制等について、図上シミュレーション訓練を実施しました。

(町長以下職員40名)

イ 和歌山県那智勝浦町……東南海・南海地震が同時発生したとの想定により高さ5mを超える津波が発生したとの想定に基づき、災害対策本部の立ち上げなどの初動体制等について、図上シミュレーション訓練を実施しました。

(町長以下職員36名)

### —— 長野県 箕輪町 シミュレーション訓練 風景 ——



災害対策本部の様子



町長による各部署への指示風景

## —— 和歌山県 那智勝浦町 シミュレーション訓練 風景 ——



災害対策本部で総務課長に状況説明



町長による模擬記者会見の様子

### (2) 住民参加「防災ワークショップ」の実施

地域住民の皆さんに防災訓練の重要性、必要性をさらに理解していただくため、また、地域防災力を強化するために効果的である地図を活用したD I G

訓練を内容とした、住民参加「防災ワークショップ」を実施しました。

- ア 長野県箕輪町 (参加者 住民34名)
- イ 和歌山県那智勝浦町 (参加者 住民35名)

## —— 長野県 箕輪町 D I G 風景 ——



下古田、上古田、富田、三日町、福与の各地区住民によるD I G訓練風景

## —— 和歌山県 那智勝浦町 D I G 風景 ——



宇久井地区住民によるD I G訓練風景

## 4 結果

被害想定、地勢の異なる町を対象として、より実戦的な図上型防災訓練を実施することにより、図上型防災訓練の実施促進を図る上での前年度研究会報告書で示したマニュアルの検討及び更なる課題を洗い出すことができた。

また、災害対策本部をより適切に運営していくためには、情報の収集、整理、共有のあり方を具体化しておくことが、重要であることを再認識し、町長を中心とした職員全員の防災意識の向上に有効で

あった。

D I G 訓練では、地域の避難所、避難経路、危険箇所の確認など、地域防災力を把握するとともに、防災に対する住民意識の高揚に有効であった。

来年度もより実戦的な図上型防災訓練実施マニュアル作成のために、「地方公共団体の地震防災訓練(図上訓練)実施要領モデルの作成に関する調査研究事業」を継続し、さらに2市町村において図上型防災訓練をモデル的に実施した上でマニュアルの更なる具体化を図っていく予定です。

# 平成17年度消防功労者消防庁長官表彰式

総務課

平成17年度消防功労者消防庁長官表彰式が、去る3月3日(金)午前10時からニッショーホール(港区虎ノ門)において、中谷 元衆議院総務委員長、世耕弘成参議院総務委員長、徳田正明日本消防協会会長、関口和重全国消防長会会長ほか多数の来賓のご臨席のもと、盛大に挙行されました。

この表彰式は3月7日の「消防記念日」にちなみ、毎年この時期に実施されているものです。

今回受章された方々(団体)は、次のとおりです。

## 功労章

防災思想の普及、消防施設の整備、その他の災害の防ぎょに関する対策、消防教育の実施について、その成績が特に優秀な現職の消防吏員、消防団員及び消防教育職員

## 永年勤続功労章

永年勤続し、その勤務成績が優秀で、かつ、他の模範となると認められる現職の消防吏員、消防団員及び消防教育職員

## 表彰旗

防災思想の普及、消防施設の整備、その他の災害の防ぎょに関する対策の実施について、その成績が特に優秀で、かつ、他の模範となると認められる消防機関

## 竿頭綬

その成績が、表彰旗を授与する消防機関に準ずる消防機関

## 表彰状

都道府県消防防災関係事務従事職員として永年勤務し、その成績が特に優秀で、かつ、他の模範と認められる者

表彰式では、板倉敏和消防庁長官の式辞の後、各表彰ごとの代表者に章記等が授与され、山崎 力総務副大臣挨拶及び来賓の方々から御祝辞をいただき、竹中平蔵総務大臣からのメッセージを披露し、最後に受章者を代表して、金子義郎消防正監(福岡県甘木・朝倉消防本部)が謝辞を述べて終了しました。

なお、代表受領者は次の方々です。

## ●代表受領者

| 区分      | 県名  | 所属          | 氏名    |
|---------|-----|-------------|-------|
| 功労章     | 群馬県 | 妙義町消防団 団長   | 山田 博通 |
| 永年勤続功労章 | 富山県 | 立山町消防団 副団長  | 上田 義一 |
| 表彰旗     | 奈良県 | 明日香村消防団     |       |
| 竿頭綬     | 東京都 | 赤羽消防団       |       |
| 表彰状     | 愛知県 | 愛知県消防学校 副校長 | 中條 富隆 |



功労章を代表受領する山田博通氏



受章者代表謝辞を述べる金子義郎氏

|                           |          |
|---------------------------|----------|
| 功労章                       | 171名     |
| (吏員87名、団員84名)             |          |
| 永年勤続功労章                   | 2,887名   |
| (吏員1,245名、団員1,636、教育職員6名) |          |
| 表彰旗                       | 47機関     |
| 竿頭綬                       | 36機関     |
| 表彰状                       | 3名       |
| 合計                        | 3,144名機関 |

# 平成17年度全国消防団員意見発表会・ 消防団地域活動表彰式の開催

防災課

去る2月24日(金)、日本消防会館「ニッショーホール」において、(財)日本消防協会、全国消防長会、日本放送協会、(社)日本経済団体連合会、日本商工会議所、(財)自治体衛星通信機構の後援のもと、「平成17年度全国消防団員意見発表会・消防団地域活動表彰式」を開催しました。

本年度は、新たに地域の消防団員の確保に貢献している事業所を表彰対象に加えるとともに、同表彰式内で平成17年中に発生した災害時活動に係る消防団についての表彰(平成17年防災功労表彰)を行いました。

## 第1部：全国消防団員意見発表会 (13:00～14:25)

この発表会は、消防団員の意欲を喚起することを目的として、平成14年度から毎年開催しており、全国の幅広い層からの代表消防団員が消防団活動に関する課題等について発表を行い、これを全国に発信しています。

発表会では、小林恭一消防庁国民保護・防災部長(審査員長)の挨拶の後、12人の消防団員が発表を行いました。今年も自らの消防団活動を基にした心に訴える発表が多く、約700人の来場者は熱心に聴き入っていました。



最優秀者・室伏 睦さんの意見発表の様子

## 第2部：消防団活動事例報告会 (14:35～15:25)

今回は受賞団体でもある2団体が事例報告を行いました。

初めに、愛媛県松山市の岡本桂成消防局総務課副主幹

が、「機能別団員への取り組み」について事例報告を行いました。

次に、鳥取県三朝町消防団の秋山一郎消防団長が、「国民保護実動訓練」について事例報告を行いました。

最後に、本年度に作成された消防団PRビデオを上映しました。



松山市による事例報告の様子

## 第3部：消防団地域活動・全国消防団員意見発表会 表彰式 (15:40～16:40)

表彰式では、山口勝己(財)日本消防協会常務理事、関口和重全国消防長会会長を来賓に迎え、平成17年防災功労表彰(防災功労者長官表彰(12消防団)・消防庁長官褒状(9消防団))と地域活動表彰(地域活動表彰(23消防団又は分団、12事業所)・団員確保功労表彰(10消防団及び1地方自治体・3事業所))のそれぞれの受賞団体の代表者に、表彰状(又は褒状)を板倉敏和消防庁長官が授与しました。

次に、小林審査員長による意見発表会の審査結果発表及び講評が行われ、板倉消防庁長官が最優秀者1名と優秀者2名に賞状を授与し、板倉消防庁長官の式辞の後、来賓の方々から御祝辞を賜り、最後に受賞団体を代表して、神奈川県厚木市消防団の森久保純生消防団長が謝辞を述べて終了しました。

なお、受賞者・受賞団体は次のとおりです。

## 平成17年度全国消防団員意見発表会 発表者

(最優秀賞及び優秀賞を除き都道府県順、敬称略)

| 賞    | 発表者  | 都道府県 | 所属消防団    | 発表演題                     |
|------|------|------|----------|--------------------------|
| 最優秀賞 | 室伏 睦 | 静岡県  | 長泉町消防団   | いつも心にサイレンを               |
| 優秀賞  | 古川哲平 | 福島県  | 会津若松市消防団 | 温泉街を守る消防団として             |
|      | 村岡望美 | 高知県  | 高知市消防団   | 命を救うのは“あなた”です            |
| 優良賞  | 阿部國博 | 秋田県  | 鹿角市消防団   | 全国の消防団員の仲間との出会い          |
|      | 山岸篤功 | 群馬県  | 太田市消防団   | 父からの贈りもの……三代目の使命と抱負      |
|      | 貫井信行 | 埼玉県  | 川口市消防団   | 学生団員としての役割               |
|      | 野村 修 | 岐阜県  | 飛騨市消防団   | 災害がもたらしたものの              |
|      | 堀田朋子 | 奈良県  | 生駒市消防団   | 幼い心に伝えよう                 |
|      | 坂田 学 | 和歌山県 | 花園消防団    | 過疎地域における消防団活動について        |
|      | 小池 賞 | 山口県  | 山口市消防団   | 自分を磨く                    |
|      | 戸田正幸 | 福岡県  | 福岡市中央消防団 | 地域のためにできること～福岡県西方沖地震の教訓～ |
|      | 弥栄泰広 | 鹿児島県 | 鹿児島市消防団  | 平成5年8月6日鹿児島豪雨災害を経験して     |

## 平成17年度消防団地域活動表彰 受賞団体

### ◆地域活動表彰受賞消防団 23団体

| 都道府県 | 受賞消防団         |
|------|---------------|
| 北海道  | 深川地区消防組合深川消防団 |
| 岩手県  | 盛岡市消防団        |
| 宮城県  | 石巻市桃生消防団      |
| 茨城県  | 筑西市消防団        |
| 栃木県  | 小山市消防団        |
| 千葉県  | 松戸市消防団        |
| 新潟県  | 佐渡市南佐渡消防団     |
| 富山県  | 滑川市消防団東加積分団   |
| 石川県  | 小松市消防団        |
| 福井県  | 三国町消防団        |
| 山梨県  | 南アルプス市消防団芦安分団 |
| 三重県  | 津市津消防団        |
| 滋賀県  | 守山市消防団        |
| 京都府  | 木津町消防団        |
| 大阪府  | 泉南市消防団        |
| 鳥取県  | 米子市消防団        |
| 島根県  | 浜田市消防団三隅消防隊   |
| 岡山県  | 真庭市久世消防団      |
| 広島県  | 広島市西消防団       |
| 福岡県  | 遠賀町消防団        |
| 佐賀県  | 佐賀市佐賀消防団本部    |
| 熊本県  | 宇土市消防団        |
| 大分県  | 佐伯市上浦消防団      |

### ◆団員確保功労表彰受賞消防団 10団体

| 都道府県 | 受賞消防団     |
|------|-----------|
| 宮城県  | 仙台市宮城野消防団 |
| 茨城県  | ひたちなか市消防団 |
| 群馬県  | 下仁田町消防団   |
| 神奈川県 | 厚木市消防団    |
| 静岡県  | 浜松市舞阪消防団  |
| 静岡県  | 浜松市浜松消防団  |
| 三重県  | 四日市市消防団   |
| 滋賀県  | 安土町消防団    |
| 鳥取県  | 三朝町消防団    |
| 愛媛県  | 上島町消防団    |

### ◆団員確保功労表彰受賞自治体 1団体

| 都道府県 | 受賞団体 |
|------|------|
| 愛媛県  | 松山市  |

### ◆地域活動表彰受賞事業所 12事業所

| 都道府県 | 受賞事業所                  |
|------|------------------------|
| 青森県  | いたやなぎ農業協同組合            |
| 山形県  | 安部工業(株)                |
| 東京都  | (株)東京交通会館              |
| 神奈川県 | (株)清和サービス              |
| 長野県  | 田島建設(株)                |
| 愛知県  | 三菱重工業(株)名古屋誘導推進システム製作所 |
| 兵庫県  | ダイセル化学工業(株)姫路製造所網干工場   |
| 徳島県  | 美馬農業協同組合               |
| 香川県  | (有)藤本自動車整備工場           |
| 愛媛県  | 大康建設(株)                |
| 長崎県  | (有)安川建設                |
| 宮崎県  | 宮崎中央農業協同組合南宮崎支店        |

### ◆団員確保功労表彰受賞事業所 3事業所

| 都道府県 | 受賞事業所       |
|------|-------------|
| 静岡県  | (株)ヤマエイ長島建設 |
| 兵庫県  | 兵庫みらい農業協同組合 |
| 愛媛県  | 松山西郵便局      |

## 平成17年防災功労受賞団体

### ◆防災功労者消防庁長官表彰受賞消防団 12団体

| 対象災害(発生日)              | 都道府県名  | 消防団名     |
|------------------------|--------|----------|
| 台風第14号(9月5日)           | 山口県    | 岩国市消防団   |
|                        | 宮崎県    | 宮崎市消防団   |
|                        | 宮崎県    | 延岡市消防団   |
|                        | 宮崎県    | 都城市高城消防団 |
|                        | 宮崎県    | 都城市高崎消防団 |
|                        | 宮崎県    | 宮崎市高岡消防団 |
|                        | 宮崎県    | 国富町消防団   |
|                        | 宮崎県    | 延岡市北方消防団 |
|                        | 宮崎県    | 椎葉村消防団   |
|                        | 宮崎県    | 高千穂町消防団  |
| 鹿児島県                   | 垂水市消防団 |          |
| 吾平町(当時)で発生した土砂崩れ(2月8日) | 鹿児島県   | 鹿屋市吾平消防団 |

※いずれも平成17年中に災害が発生

### ◆消防庁長官褒状受賞消防団 9団体

| 対象災害(発生日)           | 都道府県名 | 消防団名        |
|---------------------|-------|-------------|
| 五戸町で発生した林野火災(5月4日)  | 青森県   | 五戸町消防団      |
| 村田町で発生した林野火災(5月4日)  | 宮城県   | 村田町消防団      |
| 今治市で発生した林野火災(5月28日) | 愛媛県   | 今治市消防団      |
| 梅雨前線による豪雨(7月10日)    | 熊本県   | 小国町消防団      |
|                     | 大分県   | 九重町消防団      |
| 台風第14号(9月5日)        | 広島県   | 廿日市市消防団宮島分団 |
|                     | 山口県   | 美川町消防団      |
|                     | 宮崎県   | 西都市消防団      |
|                     | 宮崎県   | 日之影町消防団     |

※いずれも平成17年中に災害が発生

# 平成17年度消防防災機器の開発等及び 消防防災科学論文に関する消防庁長官表彰

## 独立行政法人 消防研究所

平成17年度消防防災機器の開発等及び消防防災科学論文に関する消防庁長官表彰式が、去る3月8日(水)14時00分から、商工会館(千代田区霞が関)において挙行されました。

本表彰制度は、消防防災機器の優れた開発・改良を行った者及び消防防災科学に関する優れた論文を著した者を消防庁長官が表彰することにより、消防科学・技術の高度化と消防防災活動の活性化に資することを目的として、平成9年度から実施されているものです。

平成17年度も、全国の消防機関、消防機器メーカー等から総計80編(機器の開発・改良63編、科学論文17編)の応募があり、選考委員会(委員長 上原陽一 横浜国立大学名誉教授)による厳正な審

査の結果、15の受賞作品(優秀賞:13作品、奨励賞:2作品)が決定されました。消防研究所ホームページ(<http://www.fri.go.jp>)に受賞作品の概要が掲載されます。

なお、平成18年度の作品募集は、平成18年6月に開始される予定です。



### 平成17年度消防防災機器の開発等及び消防防災科学論文に関する消防庁長官表彰作品

|                              |   |   |
|------------------------------|---|---|
| 優<br>秀<br>賞<br>(<br>13<br>編) | 消防吏員・消防団員等による消防防災機器の開発・改良(5編)               |   |
|                              | 自在ストレッチャーの改良について                            | 内田 平(川越地区消防局)                               |
|                              | 西部消防「阿部式」布水槽の開発                             | 阿部 至(鳥取県西部広域行政管理組合消防局)                      |
|                              | 狭隘に適したミニ担架、ストラップベストの開発                      | 曾田 康司、安田 竜二、柳楽 健(出雲市消防本部)                   |
|                              | リズム発生器を使用した胸骨圧迫心臓マッサージ補助具「ハートマーカ」の考案について    | 惣引 陸王(呉市消防局)                                |
|                              | 可搬式小型動力ポンプソーラー充電の考案(試作)について                 | 中野 福一、川嶋 義則、畑 克己、永井 法雄、岡本 恭典、久保見 大祐(京都市消防局) |
|                              | 消防吏員・消防団員等による消防防災科学論文(4編)                   |   |
|                              | 新たな消防資機材の装備と検証                              | 池田 盛雄、伊奈 敦、佐々木 優(横浜市消防局)                    |
|                              | 大人に対する防火広報に用いるパネルシアターの作成とその有効性について          | 上野 勝敏、中田 由紀子(京都市消防局)                        |
|                              | 「春夏秋冬、車を降りた時の静電気を一年を通じて測定した結果」とその活用の一考察について | 大八木 喜久男、川井 勝(京都市消防局)                        |
|                              | 化学泡消火器の訓練指導用薬剤についての考察                       | 山田 義道、長岡 龍吾、冨田 義嗣、松村 和夫、上村 祐一(京都市消防局)       |
|                              | 一般による消防防災機器の開発・改良(3編)                       |   |
|                              | 大容量泡放射システム用大口径ホースの開発                        | 根立 敏、竹口 東、都築 浩、阿部 義幸(芦森工業(株))               |
| 吸引器及び吸着盤付放水器具                | 小野田 晃(帝国繊維(株))                              |   |
| 消防用自動二輪車の開発                  | 小井土 徹(日本機械工業(株))                            |   |
| 一般による消防防災科学論文(1編)            |   |   |
| 企業(病院)における防災体制づくりの一方案について    | 田中 政美(洛和会ヘルスケアシステム社団洛和会洛和会丸太町病院)            |   |
| 奨<br>励<br>賞<br>(<br>2<br>編)  | 消防ホース巻き機の開発                                 | 白井 有一(奈良市消防団明治分団)                           |
|                              | 第3世代携帯電話を利用した情報共有型業務支援システムについて              | 廣田 修士(愛知県広域行政組合消防本部)                        |

# 平成18年度全国統一防火標語の決定

予防課

## 平成18年度全国統一防火標語

### 『消さないで あなたの心の 注意の火。』

消防庁では、広く防火意識の高揚を図ることを目的に、(社)日本損害保険協会との共催で、平成18年度全国統一防火標語の募集を行いました。この結果、全国から1万6,613点にのぼる応募作品が寄せられ、去る1月17日(火)に開催された選考会において入選作品1点、佳作作品5点が選出されました。

消防庁では、この入選作品を平成18年度の全国統一防火標語として、火災予防運動を推進する防火ポスター、パンフレット等で活用し、広く防火意識の普及啓発を推進することとしています。

### ◆ 入 選

消さないで あなたの心の 注意の火。  
(神奈川県 新井 琢真さん)

### ◆ 佳 作

- 「火」という字 「人」を挟んで 見つめる目  
(大阪府 法橋 守さん)
- 忘れない 家族の笑顔と 火のしまつ  
(大阪府 山野 大輔さん)
- 消したはず その思い込み 油断あり  
(宮崎県 水筑 祐子さん)
- 火と共に つけるあなたの 注意力  
(静岡県 松林 瑞恵さん)
- 火を使う あなたが防火の サポーター  
(愛知県 鳥居 和夫さん)

#### 過去10年間の防火標語

平成8年度 便利さに 慣れて忘れる 火のこわさ  
平成9年度 つけた火は ちゃんと消すまで あなたの火  
平成10年度 気をつけて はじめはすべて 小さな火  
平成11年度 あぶないよ ひとりぼっちにした その火  
平成12年度 火をつけた あなたの責任 最後まで  
平成13年度 たしかめて。火を消してから 次のこと  
平成14年度 消す心 置いてください 火のそばに  
平成15年度 その油断 火から炎へ 災いへ  
平成16年度 火は消した? いつも心に きいてみて  
平成17年度 あなたです 火のあるくらしの 見はり役

# 危険物安全週間推進標語の決定

危険物保安室

## 平成18年度危険物安全週間推進標語

### 『自主点検 欠かさぬあなたに グランプリ』

消防庁では、危険物を取扱う事業所における自主保安体制の確立を図るため、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を全国的に推進しているところです。

平成18年度におきましても、6月4日(日)から6月10日(土)までの7日間を「危険物安全週間」としています。

この週間の一環として、「危険物安全週間推進標語」を全国に募集したところ1万1,704点にのぼる作品の応募があり、去る3月7日に開催された危険物安全週間推進標語審査委員会において次の作品が平成18年度の標語として決定されました。

この標語については、佐藤琢磨さん(F1ドライバー)がモデルとなる危険物安全週間を推進するポスターに活用

し、都道府県、市町村、消防機関、危険物事業所等に配布するなど、様々な方法で周知を図ることとしています。

### ◆ 最優秀作品

自主点検 欠かさぬあなたに グランプリ  
(群馬県 茂木 充子さん)

#### 過去10年間の危険物安全週間推進標語

平成8年度 危険物 むき合う心 いざ集中  
平成9年度 気を抜くな 扱う相手は 危険物  
平成10年度 安全は 日々の気持ちの 積み重ね  
平成11年度 危険物 一手先読む 確かな点検  
平成12年度 危険物 守りのかなめは 保守点検  
平成13年度 危険物 めざすゴールは 無災害  
平成14年度 危険物 小さな油断も イエローカード  
平成15年度 危険物 無事故の主役は あなたです  
平成16年度 危険物 ゆるむ心の 帯しめて  
平成17年度 危険物 かさねる無事故の 金メダル

## 緊急消防援助隊基本計画の変更に伴う 平成18年度登録目標隊数について

応急対策室

緊急消防援助隊の、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（以下、「基本計画」という。）の変更については、先月号で紹介したところです。

変更の概要は、部隊登録の規模を平成20年度までにおおむね4,000隊に増強すること。併せて、第1次出動都道府県隊（基本計画別表第4）及び出動準備都道府県隊（基本計画別表第5）の出動計画の見直しを行いました。

これに伴い、消防庁では「平成18年度緊急消防援助隊の登録事務及び平成18年度緊急消防援助隊設備整備費補助金について」（平成18年2月7日付け、消防第10号、消防応第14号）を发出し、平成18年度における各都道府県部隊種別ごとの登録目標数を通知しています。今回は、その緊急消防援助隊登録隊数の考え方と、平成18年度各都道府県部隊種別ごとの登録目標数をお知らせ致します。

変更後の基本計画別表第3の登録する部隊の規模については、下記「緊急消防援助隊登録隊数の考え方」に基づいて定めており、平成18年度においては、緊急消防援助隊の部隊登録の計画的推進、各都道府県の登録隊比率の均衡等を考慮して、別表「平成18年度緊急消防援助隊各都道府県登録目標数」のとおり部隊種別ごとに各都道府県の登録目標数を設けることとしました。

### ○ 緊急消防援助隊登録隊数の考え方

それぞれの部隊毎の登録隊数の考え方は以下のとおり

#### 1 都道府県隊指揮隊

各都道府県隊に指揮隊2隊、全国合計約100隊の登録を目標。各都道府県隊の規模等に応じ追加設置することも可能。2隊のうち1隊は都道府県代表消防本部、他の1隊は都道府県代表消防本部以外の消防本部とした。

#### 2 指揮支援部隊

指揮支援隊が所属する東京消防庁及び政令指定都市ごとに2隊、全国合計約30隊の登録を目標とした。

#### 3 消火部隊

(1) 各県ごとの現有消防力と登録隊比率（登録数／現有消火隊数）の平均化を図りつつ、現実には達成可能な範囲で部隊の増強を図るため、平成17年4月現在の全国平均15%より5%引き上げ、各都道府県約20%の登録を目標とした。

(2) 上記(1)により、約1,600隊の登録を目標とした。

#### 4 救助部隊

(1) 消火部隊と同様に、基準となる全国平均を平成17年4月現在の25%より10%引き上げることとし、各都道府県約35%の登録を目標とした。

(2) 上記(1)により、約400隊の登録を目標とした。

#### 5 救急部隊

(1) 消火部隊と同様に、基準となる全国平均を平成17年4月現在の13%より5%引き上げることとし、各都道府県約18%以上の登録を目標とした。

(2) 上記(1)により、約900隊の登録を目標とした。

#### 6 後方支援部隊

従来の目標数の400隊に各都道府県隊ごとに増強した活動隊（消火隊、救助隊、救急隊等）5隊に1隊の割合  $\{(400 + 100 + 300) \div 5 = 160\}$  を加算し約560隊の登録を目標とした。

#### 7 航空部隊

全国の消防防災航空隊で運用可能な全ての機体を登録。各都道府県をブロック単位にわけ、残留機体を指定し、当該機体により災害対応体制を確保する。

#### 8 水上部隊

現在の登録状況をもとに、約20隊の登録を目標とした。

#### 9 特殊災害部隊

① 毒劇物等対応隊（C災害・B災害対応隊、N災害対応隊、一般毒劇物対応隊）

東京消防庁・政令市消防本部及び県の代表消防本部等（49消防本部）のうち必要な資機材等を有している本部及びテロ対応資機材Aセットを無償貸与されている71消防本部から、各県1～2隊、約140隊の登録を目標とした。

② 大規模危険物災害対応隊

現在の登録隊数を維持する。約80隊の登録を目標とした。

③ 密閉空間火災等対応隊

現在の登録隊数を維持する。約20隊の登録を目標とした。

※①～③により、特殊災害部隊として240隊の登録を目標とした。



## 10 特殊装備部隊

(はしご車、送水車、二輪車、水難等)

現在の登録状況をもとに、施設の整備状況等を考慮し、約300隊の登録を目標とした。

消防庁としては今回の基本計画の変更を踏まえ、緊急消防援助隊の増強を推進するとともに、緊急消防援助隊設備整備費補助金が新たに目立てされたことから、緊急消防援助隊の施設、装備のより一層の充実を図り、大規模災害等への対応力をさらに強化してまいります。

別表第3 (登録する部隊の規模)

| 区 分    |        | 登録規模    |                       |
|--------|--------|---------|-----------------------|
| 指揮支援部隊 |        | おおむね    | 30 隊程度                |
| 都道府県隊  | 指揮隊    | おおむね    | 100 隊程度               |
|        | 消火部隊   | おおむね    | 1,600 隊程度             |
|        | 救助部隊   | おおむね    | 400 隊程度               |
|        | 救急部隊   | おおむね    | 900 隊程度               |
|        | 後方支援部隊 | おおむね    | 560 隊程度               |
|        | 航空部隊   | おおむね    | 70 隊程度                |
|        | 水上部隊   | おおむね    | 20 隊程度                |
|        | 特殊災害部隊 | おおむね    | 240 隊程度               |
| 特殊装備部隊 | おおむね   | 300 隊程度 |                       |
| 計      |        | おおむね    | 4,120 隊程度<br>(重複を除く。) |

平成18年度緊急消防援助隊各都道府県登録目標数

| 都道府県 | 指揮支援部隊 | 都道府県隊指揮隊 | 消火部隊  | 救助部隊 | 救急部隊 | 後方支援部隊 | 特殊災害部隊 |    |    | 特殊装備部隊 |    |    |    |     | 航空部隊 | 水上部隊 | 合計    |
|------|--------|----------|-------|------|------|--------|--------|----|----|--------|----|----|----|-----|------|------|-------|
|      |        |          |       |      |      |        | 毒劇     | 大危 | 密閉 | 送水     | 二輪 | 震災 | 水難 | 他特  |      |      |       |
| 北海道  | 2      | 2        | 103   | 19   | 56   | 35     | 6      | 3  | 1  | 0      | 0  | 0  | 1  | 6   | 2    | 0    | 236   |
| 青森県  | 0      | 2        | 29    | 4    | 16   | 9      | 2      | 3  | 0  | 0      | 0  | 0  | 1  | 2   | 1    | 0    | 69    |
| 岩手県  | 0      | 2        | 24    | 4    | 15   | 8      | 2      | 0  | 0  | 0      | 0  | 0  | 0  | 2   | 1    | 0    | 58    |
| 宮城県  | 2      | 2        | 32    | 7    | 14   | 10     | 2      | 3  | 1  | 0      | 0  | 0  | 1  | 3   | 2    | 0    | 79    |
| 秋田県  | 0      | 2        | 26    | 5    | 13   | 8      | 2      | 3  | 0  | 0      | 0  | 0  | 0  | 2   | 1    | 0    | 62    |
| 山形県  | 0      | 2        | 19    | 4    | 10   | 6      | 2      | 0  | 0  | 0      | 0  | 0  | 0  | 2   | 1    | 0    | 46    |
| 福島県  | 0      | 2        | 31    | 7    | 20   | 11     | 4      | 3  | 0  | 0      | 0  | 0  | 0  | 4   | 1    | 0    | 83    |
| 茨城県  | 0      | 2        | 44    | 12   | 26   | 16     | 4      | 3  | 0  | 0      | 0  | 0  | 2  | 17  | 1    | 2    | 129   |
| 栃木県  | 0      | 2        | 28    | 5    | 14   | 9      | 2      | 0  | 0  | 0      | 0  | 0  | 0  | 2   | 1    | 0    | 63    |
| 群馬県  | 0      | 2        | 22    | 6    | 15   | 8      | 4      | 0  | 0  | 0      | 1  | 0  | 0  | 3   | 1    | 0    | 62    |
| 埼玉県  | 2      | 2        | 71    | 22   | 38   | 26     | 8      | 0  | 1  | 0      | 0  | 0  | 0  | 10  | 2    | 0    | 182   |
| 千葉県  | 2      | 2        | 67    | 18   | 35   | 24     | 6      | 6  | 1  | 0      | 0  | 1  | 0  | 11  | 2    | 2    | 177   |
| 東京都  | 2      | 2        | 107   | 11   | 40   | 31     | 2      | 4  | 2  | 1      | 4  | 3  | 2  | 7   | 6    | 4    | 228   |
| 神奈川県 | 4      | 2        | 64    | 19   | 35   | 23     | 10     | 8  | 2  | 2      | 1  | 2  | 6  | 10  | 4    | 2    | 194   |
| 新潟県  | 0      | 2        | 49    | 12   | 22   | 16     | 2      | 3  | 0  | 0      | 0  | 0  | 1  | 2   | 1    | 0    | 110   |
| 富山県  | 0      | 2        | 22    | 7    | 16   | 9      | 2      | 0  | 2  | 0      | 0  | 0  | 0  | 5   | 1    | 0    | 66    |
| 石川県  | 0      | 2        | 20    | 4    | 14   | 7      | 2      | 3  | 0  | 0      | 0  | 0  | 1  | 6   | 1    | 1    | 61    |
| 福井県  | 0      | 2        | 18    | 4    | 9    | 6      | 2      | 3  | 0  | 0      | 0  | 0  | 0  | 2   | 1    | 0    | 47    |
| 山梨県  | 0      | 2        | 12    | 5    | 10   | 5      | 2      | 0  | 0  | 0      | 0  | 0  | 0  | 2   | 1    | 0    | 39    |
| 長野県  | 0      | 2        | 34    | 9    | 20   | 12     | 4      | 0  | 0  | 0      | 1  | 0  | 0  | 10  | 1    | 0    | 93    |
| 岐阜県  | 0      | 2        | 35    | 11   | 21   | 13     | 2      | 0  | 0  | 0      | 0  | 0  | 0  | 4   | 2    | 0    | 90    |
| 静岡県  | 0      | 2        | 39    | 13   | 23   | 15     | 4      | 3  | 0  | 0      | 0  | 0  | 1  | 2   | 1    | 0    | 103   |
| 愛知県  | 2      | 2        | 71    | 24   | 38   | 26     | 2      | 3  | 3  | 0      | 0  | 2  | 1  | 6   | 3    | 1    | 184   |
| 三重県  | 0      | 2        | 27    | 5    | 18   | 10     | 2      | 3  | 0  | 0      | 1  | 0  | 0  | 5   | 1    | 0    | 74    |
| 滋賀県  | 0      | 2        | 14    | 5    | 14   | 6      | 2      | 0  | 0  | 0      | 0  | 0  | 0  | 4   | 1    | 0    | 48    |
| 京都府  | 2      | 2        | 28    | 7    | 14   | 9      | 2      | 0  | 2  | 1      | 0  | 1  | 2  | 5   | 2    | 0    | 77    |
| 大阪府  | 2      | 2        | 82    | 16   | 35   | 26     | 4      | 6  | 2  | 3      | 0  | 1  | 1  | 15  | 2    | 2    | 199   |
| 兵庫県  | 2      | 2        | 57    | 18   | 45   | 23     | 8      | 3  | 0  | 3      | 0  | 0  | 0  | 6   | 3    | 1    | 171   |
| 奈良県  | 0      | 2        | 18    | 5    | 10   | 6      | 2      | 0  | 0  | 0      | 0  | 0  | 0  | 4   | 1    | 0    | 48    |
| 和歌山県 | 0      | 2        | 24    | 7    | 12   | 8      | 2      | 0  | 0  | 0      | 0  | 0  | 0  | 3   | 1    | 0    | 59    |
| 鳥取県  | 0      | 2        | 12    | 4    | 5    | 4      | 2      | 0  | 0  | 0      | 0  | 0  | 1  | 2   | 1    | 0    | 33    |
| 島根県  | 0      | 2        | 17    | 4    | 11   | 6      | 2      | 0  | 0  | 0      | 0  | 0  | 0  | 4   | 1    | 0    | 47    |
| 岡山県  | 0      | 2        | 26    | 7    | 17   | 10     | 2      | 3  | 0  | 0      | 0  | 0  | 0  | 4   | 1    | 0    | 72    |
| 広島県  | 2      | 2        | 43    | 9    | 23   | 15     | 2      | 3  | 1  | 1      | 0  | 0  | 3  | 10  | 2    | 2    | 118   |
| 山口県  | 0      | 2        | 24    | 6    | 12   | 8      | 2      | 0  | 0  | 0      | 0  | 0  | 2  | 3   | 1    | 0    | 60    |
| 徳島県  | 0      | 2        | 14    | 3    | 7    | 4      | 2      | 3  | 0  | 0      | 0  | 0  | 0  | 2   | 1    | 0    | 38    |
| 香川県  | 0      | 2        | 14    | 3    | 7    | 4      | 2      | 0  | 0  | 0      | 0  | 0  | 0  | 2   | 1    | 0    | 35    |
| 愛媛県  | 0      | 2        | 18    | 5    | 12   | 7      | 2      | 3  | 0  | 0      | 0  | 0  | 0  | 3   | 1    | 1    | 54    |
| 高知県  | 0      | 2        | 13    | 3    | 9    | 5      | 2      | 0  | 0  | 0      | 0  | 0  | 0  | 2   | 1    | 0    | 37    |
| 福岡県  | 4      | 2        | 45    | 14   | 25   | 16     | 4      | 3  | 2  | 0      | 0  | 1  | 2  | 6   | 3    | 2    | 129   |
| 佐賀県  | 0      | 2        | 12    | 3    | 8    | 4      | 2      | 0  | 0  | 0      | 0  | 0  | 0  | 2   | 0    | 0    | 33    |
| 長崎県  | 0      | 2        | 20    | 4    | 12   | 7      | 4      | 3  | 0  | 0      | 0  | 0  | 0  | 2   | 1    | 0    | 55    |
| 熊本県  | 0      | 2        | 22    | 8    | 18   | 9      | 4      | 0  | 0  | 0      | 1  | 0  | 1  | 2   | 1    | 0    | 68    |
| 大分県  | 0      | 2        | 17    | 3    | 10   | 6      | 2      | 0  | 0  | 0      | 0  | 0  | 1  | 2   | 1    | 0    | 44    |
| 宮崎県  | 0      | 2        | 11    | 4    | 11   | 5      | 2      | 0  | 0  | 0      | 0  | 0  | 0  | 2   | 1    | 0    | 38    |
| 鹿児島県 | 0      | 2        | 17    | 6    | 18   | 8      | 2      | 0  | 0  | 0      | 0  | 0  | 1  | 2   | 1    | 0    | 57    |
| 沖縄県  | 0      | 2        | 18    | 7    | 11   | 7      | 4      | 0  | 0  | 0      | 0  | 0  | 0  | 2   | 0    | 0    | 51    |
| 計    | 28     | 94       | 1,560 | 388  | 884  | 546    | 142    | 81 | 20 | 11     | 9  | 11 | 31 | 214 | 67   | 20   | 4,106 |



CHIBA



千葉県 船橋市消防局  
消防局長 堀 次郎

## 21世紀のさらなる発展をめざして 「57万市民と協働でまちづくりを！」

船橋市は江戸時代、成田山に参拝する佐倉街道の宿場町として栄え、昭和12年に船橋町、葛飾町など2町3村が合併し、「船橋市」が誕生しました。当時4万3千人ほどだった人口も、現在では57万人を擁する全国有数の都市に発展しています。

首都に近く、特に鉄道網は7路線が東西南北に駆けめぐっていることから、様々な産業が活発に営まれています。内陸部には美しい緑、前面の東京湾には貴重な干潟「三番瀬」が広がるなど、都市と自然が調和した暮らしやすいまちです。平成15年4月に「中核市」へと移行した一方で市政運営の基本を市民との協働に置き、様々な行政分野で市民の参画を求め、21世紀の基盤となる船橋のまちづくりに取り組んでいます。



JR船橋駅周辺ビル群の間から富士山を望む

### 〈市民の創意と意欲を活かしたまちづくり〉

市民の創意と意欲をまちづくりに活かすため、市民と行政が相互の役割と責任を明確にし、対等な立場で協働する



全市民参加型の総合防災訓練

パートナーシップによるまちづくりを進めています。

また、より多くの市民がまちづくりに参加できるような体制を整えています。

## 24時間市民の命を守る

### 〈救急医療の先進都市ふなばし〉

船橋市立医療センターは県内でも有数の公立医療機関となり、三次救急医療を行う「救命救急センター」も併設しています。また、平成5年に医療センターの敷地内にある救急ステーションに、全国初の24時間体制で出動時から医師が同乗する「ドクターカー」を配備し、高い救命率を誇る救急医療体制を整えています。

### 〈19万人の市民が心肺蘇生法を習得〉

いざという時に、一人でも多くの方が身近な命を救えるよう、心肺蘇生法を救命講習会や救急フェア、救急医療シンポジウムで紹介しているほか、小・中学校の授業にも取り入れ、普及に努めています。この取り組みで、既に19万人の市民が講習を受講しました。17年度からは新たに自動体外式除細動器(AED)の取扱い方法を講習会に加え、市民、病院、消防が一体となって尊い命を守っています。

心肺蘇生法を学ぶ  
子供たち▶



◀自動体外式除細動器(AED)の指導

## 安心して暮らせるまちづくり

これまで、ドクターカーの運用や、震災時等に対応するための海水等を利用した大規模消火システムを開発してまいりました。また、17年度からは火災対応の原点となる火災原因調査の充実強化を図るため、交替制の火災原因調査チームを発足しました。今後も、災害に強く・市民にやさしい消防を目指してまいります。

### 災害時の消防活動等支援に関する協定を締結

#### 湖南広域行政組合消防本部

湖南広域行政組合消防本部は3月1日、管内の防火協力団体である湖南防火保安協会と、災害時の支援に関する協定を締結しました。この協定は、管内で発生した火災、救急、救助活動その他の災害が発生した時に初動段階での消防活動等に必要な資機材、消火薬剤、飲料水、医療救護、避難場所の提供、毒物や劇物等特殊災害に関する知識を持つ人材の派遣等を協会に要請し、会員事業所が得意とする分野での登録制度をもとに、協会を主体として包括的にご協力いただくものです。



調印式に臨む中野消防長と馬淵会長

### 視覚障害者向けホームページを作成

#### 東大阪市消防局

東大阪市消防局は、目の不自由な方が消防の情報を自由に閲覧できることを目的に視覚障害者向けホームページ(<http://h-119.jp/talkweb.html>)を作成しました。ホームページは、大阪工業大学情報科学部音声音響研究室の技術協力により作成したもので、目の不自由な方に閲覧しやすく、また、音声読み上げソフトを使用せずに簡単な操作により、温かみのある肉声で情報が好きな項目から聞くことができるのが特徴です。内容は、119番のかけ方、自然災害が発生したら、など8項目からなっています。



視覚障害者向けホームページの画面

## 消防通信 望楼 ぼうろう

### 老人福祉施設と自主防災会が覚書を締結

#### 大和市消防本部

大和市消防本部は3月7日、老人福祉施設と地域の自主防災会の相互援助体制づくりを促進し、地域の安心・安全を確保するため、消防長及び地元消防団第8分団長の立会いのもと、市内「上草柳西自主防災会」と同地域内の特養ホーム「みなみ風」との間で、災害時の活動協力、施設提供等を定めた「地域防災相互援助に関する覚書」を締結しました。今後も、市内の各地域で同様の覚書の締結を促進するとともに、地域防災力の強化に取り組み「災害に強いまちづくり」を目指していきます。



写真右より織川消防長、古谷田施設長、中村会長、井上分団長

### 腕用手押しポンプの放水体験

#### 袋井市森町広域行政組合消防本部

袋井市森町広域行政組合袋井消防署森分署は3月1日、管内の少年消防クラブ員25名による腕用手押しポンプの放水体験と防火餅つき大会を実施しました。放水体験では、昭和初期から30年代にかけて使われていた腕用手押しポンプを木製の台車から降ろし、クラブ員が交代でポンプを押しながら、筒先・ホースを持って放水体験をしました。餅つき大会では、蒸した餅米を臼の中に入れ、「ヨイショ、ヨイショ」と元気に声を掛け合いながら餅をつきあげ、火災予防の啓発と防火意識の高揚を図りました。



力を合わせ腕用手押しポンプを押すクラブ員

消防通信／望楼では消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

## 地域の防災力を高めよう～自主防災組織教育指導者用教本の作成～

平成17年は、台風、集中豪雨、そして地震と様々な自然災害が発生しました。その被害は各地で甚大なものとなり、多くの死傷者を出す痛ましい結果となりました。また、近い将来発生が危惧される首都直下地震や東海地震、さらに、毎年発生する台風等により、今後も各地で大きな被害が懸念されています。

このようなときに被害を最小限にするためには、日頃から地域の防災力を高めておくことが重要となります。そして、その要となるのが住民が自発的に組織する「自主防災組織」です。

消防大学校では、平成16年度より自主防災組織のリーダーとなる方々が、自主防災の重要性を理解し、これを地域の皆さんに伝えていただき、共に活動を進めていくための考え方や、ヒントとなる事例・手法を掲載したテキスト（自主防災指導者用教本）を作成しております。今年度は、風水害・土砂災害（平成16年度は地震編）に焦点をあて、分かりやすく、興味の持てる内容とすることをコンセプトとし、コラムや活動事例なども数多く取り入れ、テキストを作成しました。

このテキストは、「自主防災組織のリーダーの方々が勉強するための教本」、それをもとに「リーダーが地域の皆さんに教養するためのテキスト」の2部構成となっております。

### 1 概要紹介

#### ◇自主防災組織を育てる

自主防災組織とは……自主防災組織の目的や役割、継続的に活動を行うためにはどうするか、そして、活動を



自主防災組織の活動風景 ①

を通じて感じたこと、気づいたことを実行するためにどうするかなどを解説するとともに、各地域でのユニークな活動事例を紹介しています。

#### ◇リーダーシップを発揮する

自主防災組織の良きリーダーとなるためには……リーダーシップの発揮の仕方、組織の方々を指導するための「コツ」である教育技法の基礎知識や説得技法を解説しています。



自主防災組織の活動風景 ②

#### ◇地域の防災力を高める

いざ実践……地域の防災力を高めるためには「地域の弱点」と「地域の防災資源」を把握することから始まります。そのための手法として、DIG（災害想像ゲーム）を紹介し、DIGの進め方について、進行シナリオを掲



DIGの風景 ①



D I Gの風景②

載し、一連の流れやコメント例などを詳しく解説しています。また、地域で行う実働訓練のヒントとして「まちなか防災訓練」を紹介しています。

## ◇資料編

○防災イベントで参加者に行っていたくための実演例の紹介

- \*簡易水防工法(東京消防庁)
- \*負傷者、災害時要援護者等の搬送方法(枚方寝屋川消防組合消防本部)
- \*災害・緊急時の簡単料理アラカルト((財)日本防火協会)



搬送方法の訓練風景

○災害時に役立つ知識・技術

- \*「防災・危機管理e-カレッジ」の活用
- \*自主防災活動の活動支援等

## 2 自主防災リーダー講習会の開催

平成17年11月14日と15日の2日間にわたり、京都府立消防学校にて京都府内の自主防災組織のリーダーの皆さんを対象に、京都府総務部防災室、消防学校のご協力を得て講習会を開催しました。この講習会では、リーダーの皆さんに防災について学習していただくことはもとより、今回作成したテキストに対して、熱心なリーダーの皆さんから活発なご意見を頂戴し、より良いテキストとすることができました。



講習会における関 政彦消防大学校副校長の挨拶

## 3 今後の普及について

消防大学校では、このテキストを中心に消防本部の自主防災組織指導者、消防学校の教官などを対象に、自主防災組織リーダーに対する指導法についての教育を行います。また、CD-ROM等で関係機関に配布するとともに、消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp>)に掲載し、自由にダウンロードできるようにします。

## 4 おわりに

このテキストの作成に当たっては、「自主防災組織教育指導者に対する教育のあり方に関する調査研究委員会」を開催し、多方面にわたる有識者の方々からご意見、ご執筆をいただきました。ぜひ、自主防災組織の方々に対する教育にご活用ください。

### 自主防災組織教育指導者に対する 教育のあり方に関する調査研究委員会

(順不同、敬称略)

|     |       |   |
|-----|-------|---|
| 委員長 | 室崎 益輝 | (独)消防研究所 理事長                            |
| 委員  | 重川希志依 | 富士常葉大学 環境防災学部 教授                        |
| 委員  | 小村 隆史 | 富士常葉大学 環境防災学部 助教授                       |
| 委員  | 瀧本 浩一 | 山口大学 産学公連携・創業支援機構<br>地域共同研究開発センター次長・助教授 |
| 委員  | 山崎 洋史 | 昭和女子大学 大学院 助教授                          |
| 委員  | 日野 宗門 | (財)消防科学総合センター 研究開発部長                    |
| 委員  | 菅 磨志保 | 大阪大学コミュニケーションデザイン・センター<br>特任教員(助手)      |
| 委員  | 田村 圭子 | 京都大学防災研究所 研究員                           |
| 委員  | 小林 孝作 | 京島三丁目中央町会 会長                            |
| 委員  | 小林 弘明 | (財)日本防火協会 常務理事                          |
| 委員  | 丹治 良博 | 京都府総務部防災室長                              |
| 委員  | 澤田 勉  | 京都府立消防学校長                               |
| 委員  | 田中 道高 | 東京消防庁 指導広報部 生活安全課長                      |
| 委員  | 金谷 裕弘 | 総務省消防庁 国民保護・防災部 防災課長                    |
| 委員  | 清矢 守  | 総務省消防庁 消防大学校長                           |
| 委員  | 関 政彦  | 総務省消防庁 消防大学校副校長                         |

## 2月の主な通知

| 発番号                | 日付          | あて先                             | 発信者                     | 標 題   |
|--------------------|-------------|---------------------------------|-------------------------|---|
| 消防危第49号            | 平成18年 2月 1日 | 各都道府県及び消防本部                     | 危険物保安室                  | 危険物に係る事故及び石油コンビナート等特別防災区域における事故の報告オンライン処理システムテスト運用開始について      |
| 消防応第12号            | 平成18年 2月 6日 | 各都道府県知事                         | 総務大臣                    | 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の変更について(通知)                  |
| 消防応第13号            | 平成18年 2月 6日 | 各都道府県知事                         | 消防庁長官                   | 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の変更に伴う緊急消防援助隊の登録についての協力等について |
| 消防消第10号<br>消防応第14号 | 平成18年 2月 7日 | 各都道府県消防防災主管部長                   | 消防庁消防・救急課長<br>消防庁応急対策室長 | 平成18年度における緊急消防援助隊の登録事務及び平成18年度緊急消防援助隊設備整備費補助金について(通知)         |
| 消防予第53号            | 平成18年 2月 7日 | 各都道府県消防防災主管部長<br>東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁予防課長                 | 認知症高齢者グループホーム等に係る実態調査の結果等について                                 |
| 消防応第15号            | 平成18年 2月14日 | 都道府県消防防災主管部長<br>東京消防庁・政令市消防長    | 消防庁国民保護・<br>防災部応急対策室長   | 緊急消防援助隊運用要綱の改訂等について(通知)                                       |
| 消防災第61号            | 平成18年 2月15日 | 各都道府県消防防災主管部長                   | 消防庁防災課長                 | 土砂災害に対する防災訓練の実施について   |
| 消防災第66号            | 平成18年 2月17日 | 各都道府県消防防災主管部長                   | 消防庁防災課長                 | 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱について                                      |
| 消防予第78号            | 平成18年 2月20日 | 各都道府県消防防災主管部長<br>東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁予防課長                 | 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備の技術上の規格を定める省令第11条の運用等について                  |
| 消防災第67号            | 平成18年 2月20日 | 各都道府県消防防災主管部長                   | 消防庁防災課長                 | 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定について                               |
| 消防応第20号            | 平成18年 2月24日 | 都道府県消防防災主管部長<br>東京消防庁・指定都市消防長   | 消防庁国民保護・<br>防災部応急対策室長   | 平成18年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の実施について                                |
| 消防特第15号            | 平成18年 2月24日 | 各都道府県消防防災主管部長<br>東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁特殊災害室長               | 林野火災に対する警戒の強化について   |
| 消防予第77号            | 平成18年 2月27日 | 各都道府県消防防災主管部長<br>東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁予防課長                 | 住宅用火災警報器等の設置促進について  |
| 消防救第24号            | 平成18年 2月28日 | 各道府県消防防災主管課<br>東京都災害対策部応急対策課    | 消防庁救急企画室長               | 平成17年版救急・救助の現況の送付について   |

## 広報テーマ

| 4 月              |       | 5 月                |       |
|------------------|-------|--------------------|-------|
| ①防火対象物の防火安全対策の徹底 | 予防課   | ①消防団活動への理解と協力の呼びかけ | 防災課   |
| ②林野火災の防止         | 特殊災害室 | ②住民に対する応急手当の普及啓発   | 救急企画室 |
| ③地震に対する日常の備え     | 防災課   | ③風水害への備え           | 防災課   |
| ④甲種防火管理再講習のお知らせ  | 予防課   | ④津波による災害の防止        | 防災課   |
|                  |       | ⑤地域安心安全ステーションの整備   | 防災課   |

## 編集発行／消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2-1-2 (〒100-8927)  
電 話 03-5253-5111  
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

編集協力／(株)近代消防社